第21回姶良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成**16**年3月**25**日 (木) 午後1時**30**分から 場所 国分シビックセンター多目的ホール

1 .	. 開	会		
2 .	. 会	長あいさつ		
3 .	諸	般の報告		
4 .	. 議	事		
	(継	続協議事項)	(第1	9回資料)
((1)	協議第49号	町名・字名の取扱いについて(協定項目19)	別冊 3
			(第2	1回資料)
((2)	協議第14号-	- 2 新市まちづくり計画について(協定項目 6)	別冊 1
	(前	回提案された	上 事項) (第 2	0回資料)
((3)	協議第51号	学校教育事業の取扱いについて(協定項目25-20)	別冊 1
5. 次回の協議・議決事項について				
	(提	案説明)	(第 2	1回資料)
((1)	協議第52号	社会教育事業の取扱いについて(協定項目25-22)	別冊 2
((2)	協議第53号	第三セクター等関係事業【第三セクター】の取扱いについて	C
((協定	至項目25-25	− ①)	別冊 3
((3)	協議第54号	その他事業【企画関係事業】の取扱いについて	
((協定	至項目25-27	−②)	別冊 4
6	. そ	の他		
	• 平	成16年度事務	务事業一元化等作業スケジュールについて	
	· 次	回の会議日程	呈等について	
7 .	. 閉	会		

会議出席者

有村 久行委員 福島 英行委員 前田 終止委員 吉村 久則委員 津田和 操委員 健彦委員 小原 西村 新一郎委員 笹峯 護委員 東麻生原 勉委員 池田 靖委員 川畑 繁委員 徳田 和昭委員 川東 清昭委員 信一委員 常盤 木場 幸一委員 黒木 更生委員 迫田 良信委員 浦野 義仁委員 稲垣 克己委員 川畑 征治委員 西 勇一委員 松枝 洋一郎委員 小久保 明和委員 諏訪 順子委員 延時 力蔵委員 今吉 耕夫委員 今島 光委員 秋峯 イクヨ委員 道祖瀬戸 謙二委員 森山 博文委員 東鶴 芳一委員 原 京子委員

山口 茂喜委員 大庭 勝委員 脇元 敬委員 湯前 則子委員 新村 俊委員 宮田 揮彦委員 上村 哲也委員 松山 典男委員 石田 與一委員 永 田 龍二委員 徳永 麗子委員 砂田 光則委員 松永 讓委員 狩集 玲子委員 児玉 實光委員 原田 統之介委員 八木 幸夫委員 林 麗子委員

会 議 欠 席 者

榎木 ヒサエ委員 岩崎 薩男委員

「開会午後1時30分」

○姶良中央地区合併協議会事務局参事(仙場 裕也)

本日は姶良中央地区合併協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第21回姶良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、ご都合によりまして岩崎委員、榎木委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに姶良中央地区合併協議会鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

皆さんこんにちは。本日は第21回目になりますけれども、姶良中央合併協議 会の開催をさせていただきましたところ、大変年度末のお忙しい中、委員の方々 にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。なお、本日もまた、第15回目 になりますけれども、議会の議員の任期及び定数に関する小委員会が開催されて おりまして熱心に協議をいただいていることに対しまして厚く御礼を申し上げた いと思います。この15年度の合併協議会、今回で15年度の最後になるわけでご ざいますが、これまで51の協定項目のうち35項目を提案し、ご承認をいただい てきているところでございます。これらの中には「合併までに調整する。」とい う表現を使ったものも幾つかございます。したがいまして、この「合併までに調 整する。」という内容のものにつきましては、この協議会の下部組織でございま す幹事会あるいは専門部会等で協議をして決定していくということになりますけ れども、いずれにいたしましても調整項目の内容によりましては、予算との内容 の関係で細部の詰めをするものも出てくるのではないかと思っております。12 の専門部会、51の分科会がございますけれども、この縦、横の連携をとりなが ら今後進めていくということになろうかと思います。皆様方にはこれらの調整結 果につきましては、その都度この会を通しましてご報告をさせていただきたいと いうふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。本日 もたくさんの協議事項を掲げておりますけれども、長時間にわたる間、途中休憩 も挟みながらまた進めさせていただきたいと思いますので、どうか実りの多い会 になりますことをお願い申し上げ、あいさつに代えさせていただきたいと思いま す。よろしくお願い申し上げます。

○姶良中央地区合併協議会事務局参事(仙場 裕也)

これからの会議の進行につきましては、合併協議会規約に基づきまして会長が 議長を務めて進行いたします。よろしくお願いいたします。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様の活発なご意見、 ご協力よろしくお願いいたします。初めに会議次第第3の諸般の報告でございま す。合併協議会の行事や事務局の動きなどにつきまして事務局の説明をお願いい たします。

○姶良中央地区合併協議会事務局長 (藤田 満)

それでは、諸般の報告を申し上げたいと思います。本日の会議資料、会議次第 に続きます2ページ目に協議会の行事や事務局の動き等について整理をしてござ いますので、これに沿ってご説明を申し上げたいと思います。3月の4日でござ いますけれども、平成15年度の合併協議会の会計につきまして監査を行ってい ただきました。大人監査委員、それから永吉監査委員に1日かけて現在の協議会 の予算の執行や事務の執行等の状況について監査をお願いいたしております。結 果につきましては、おおむね良好な処理がなされているという報告をいただいて おります。それから、3月の11日は前回の協議会等が開催をされております。 3月の12日でございますけれども、電算業務のヒアリングということで、いよ いよ電算の開発業者、ベンダーが決定されましたので、早速その作業が始まって いるところでございます。それから、3月の18日でございますけれども、第21 回の幹事会を当多目的ホールで開催いたしております。これにつきましては本日 提案いたします項目について協議を行っております。また、そのほか新市まちづ くり計画の県との協議等も進めておるわけですけれども、これらの状況について の協議や、それから事務事業の一元化調整等の作業スケジュール等についてもそ れぞれ打ち合わせ等を行っております。それから、同日に第13回のまちづくり プロジェクト会議を開催いたしておりまして、これはいわゆる今の新市のまちづ くり計画の県事業につきまして、特に県事業等につきましては、今、県の方と協 議中ですが、計画案のいわゆる最後の方の修正、それから確認作業をこのプロジ ェクトのメンバーの方々と会議を行っております。それから、3月の23日でご ざいますけれども、消防団長の方々と、それから消防担当の課長さん方、これを 事務局一緒になりまして会議を開催させていただきました。それから、3月の 25日が本日の会議でございまして、先ほど会長のごあいさつにもありましたと おり、議会議員の定数及び任期に関する検討小委員会も午前中開催をさせていた だきました。それから、今後の予定でございますけれども、3月の29日には、 県の方で県内の各法定協の事務局長等の会議と、それから併せまして総務省の方 からおいでいただきまして最近の合併を取り巻く状況等についての説明をいただ くという形になっております。そのほか今後想定されております主な会議等につ いて以下の表に整理をしてございますので、お目通しをいただきたいと思います。 以上が諸般の状況の報告でございます。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ただいま事務局より説明がございましたが、諸般の報告につきまして何かござ

いませんでしょうか。はい、迫田委員。

○姶良中央地区合併協議会委員(迫田 良信)

今回それぞれの3月定例議会の中に電算システム関係の予算が出ております。 このことにつきましてはそれぞれ議会で非常にこう議論されたところでございますけども、9月の合併を問う承認案件があるわけですが、それ以前の予算ということで、いわゆる事前承認ではないかといったような声が聞かれております。そういう部分でですねこの電算システム関係の予算を計上された経緯について説明をお願いいたします。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) 今おっしゃるのは市町村がそれぞれ今組んでいる予算のことでしょうか。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(迫田 良信)

電算部会の方から出されたのかどうかですね。そういう部分も含めてその予算をそれぞれの議会に提出するまでの至った経緯ですね、それをお願いしたいということでございます。

○姶良中央地区合併協議会事務局長 (藤田 満)

協議会の中で各市町の予算の提案の仕方の部分まで私どもの方が触れるのは少し、どこまで触れていいのか少し判断が難しい面がございますけれども、いわゆる電算に必要な経費としての算定につきましては、今までも若干申し上げてまいりましたが、電算のいわゆるベンダーを選考する段階で必要な経費まで添えて提案をいただきまして選考したわけです。それらを基にいたしまして電算の業務開発に必要な経費が算定をされていまして、これにつきましては電算部会等でその基礎的な整理をいたしたところでございます。したがいまして、それらの整理ができたものを協議会のそれぞれの分科会、部会等経まして確認いただきまして、それらの計上方について事務局の方からは各市町の方にお願いをしたというような経緯でございます。

○姶良中央地区合併協議会委員(迫田 良信)

その電算システムの予算を計上する部分にあたりましてはですね、加治木、蒲生、姶良で組織する法定協の中では、議長あるいは町長会の中で合併までは、合併が決定するまでは予算は計上しないといったような部分で新聞報道がされておりました。その中でもやはりその8か月程度のいわゆる期間が必要だというようなことでですね、17年の2月を合併の目標としてこの法定協議会も定めている。そういった関係上のこともあろうかというふうに思うわけですけども、現実問題としてですね議会にいわゆる事前、事前承認という踏み絵をですねさせるようなものではないかというふうに私は思うわけです。そういう部分でですね実際に今回の3月予算の中で計上して承認されないとですねどうしてもいけないのかどう

か。そういった部分についてお伺いいたします。

○姶良中央地区合併協議会事務局長 (藤田 満)

この合併協議会すべての協議の状況については、合併協議会が最初スタートした段階で今後このような作業をこういうようなスケジュールで進めてまいりたいということで全体的なスケジュールをお示しし、そしてそれを協議会としてご承認をいただいたというふうに思っておりまして、私どもはこの協議スケジュールに沿ってできるだけの作業を進めていくというのが現在の状況だというふうに理解しております。したがいまして、この電算の業務につきましても最初の状況よりもかなり遅れ込んだような形での結果になったわけですけれども、いわゆる平成17年の2月合併目標というこの協定項目の目標に沿って作業を進めているというところでございまして、これらの作業をこれに進めていくためには当然に必要な予算であるということでこのような作業を進め、そして、今、説明、先ほど説明申し上げましたですけれども、各市町の方の予算についての計上をお願いしているというようなのが事務局としての立場だというふうに理解いたしております。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) よろしゅうございますか。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(迫田 良信)

私はですねただいま質問したのは、どうしても今でなければいけないのかどうか。その辺についてのですね具体的な報告がございませんので、もう1回お願いいたします。

○姶良中央地区合併協議会事務局長 (藤田 満)

事務局としては、先ほど申し上げましたとおり、そういう最初の段階で協議スケジュールに沿った形で作業を進めるということで、当然それには必要な経費というのも伴ってまいるわけでございますし、そういう作業を私どもとしては進めていかなきゃいけないというふうに思っております。したがいまして、この作業が仮にそういう予算的な面でそこら辺が想定したものから違うような結果が出るということになりますと、当然作業に影響、スケジュールに影響が出てくるというふうに判断せざるを得ないのかなというふうに思っております。したがいまして、今のところ私どもはそういうことで各市町の結果を今見守っているというような状況だと思っております。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

よろしゅうございますか。(「はい、もう結構です。」と言う声あり)、ほか にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ほかにないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第第4の議事に入ります。議事の(1)、協議第49号、町名・字名の取扱いについて(協定項目19)を議題といたします。本件につきましては前回の会議で幾つかの意見が出されましたので、継続協議となっておりましが、前回に引き続き協議をお願いするものでございます。前回の会議での主な意見、慣れ親しんできた既存の地域名から「町」の文字が消えると自治意識が低下するのではないかとか、あるいは地域の歴史・文化の継承など考慮すべきであり、呼びやすい名称がいいのではないかと。体育館など公共施設の表示も書き直す必要がないのではないかと。先進事例も必ずしも統一したものではなっていない。地域住民の意見を聞いてみる方法もあると。また、今国会に合併特例法、地方自治法の改正法案が上程されており、合併特例区や地域自治区の創設制度が盛り込まれているが、国会の審議の状況を見ながら協議した方がいいのではないか。こういったものが主な意見でございました。本件は企画専門部会の所掌でございますが、部会及び事務局の方から前回の協議経過を踏まえて補足説明を行っていただきたいと思います。はい、事務局。

○姶良中央地区合併協議会事務局次長(濱崎 正治)

それでは、補足説明を協議会事務局の方からさせていただきます。今日お配り いたしました「町名・字名の取扱いに関する追加資料」をちょっとご覧いただき たいと思います。前回の協議会で町名・字名に関連がございましたので、合併新 法案につきまして事務局の方から断片的に話をさせていただきました。繰り返し になる所もあろうと思いますけれども、説明をさせていただきたいと思います。 政府の方で平成16年3月8日の事務次官会議で市町村合併特例法の期限が平成 17年3月末に切れた後のさらなる合併促進を定めた合併新法案を決定しており ます。この合併新法案につきましては三法案によりなっており、そこに書いてあ りますとおり、1番目に市町村の合併の特例に関する法律、二つ目が市町村の合 併の特例に関する法律の一部を改正する法律案、そして、3番目が地方自治法の 一部を改正する法律案でございます。そして、3月9日に閣議決定を経て今国会 に提出されております。また、今国会の会期予定につきましては1月19日より 6月17日までの 150日が予定されておるところでございます。先般第20回の協 議会の町名・字名の取扱いについての協議の中で、先ほど議長からもありました けれども、区制についての話がございましたので、今国会に上程されているただ いま申しました合併新法案で区制に係る関係する所の概要説明をさせていただき たいと思います。裏の方を見ていただきたいと思います。この区制の取扱いにつ きましては地域自治組織制度に関係がございます。この制度につきましては、 「地域の住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携の強化を

目的として市町村内の全部の区域に一定の区域を単位とする地域自治区を市町村 の判断により設置することができることとする。」と地方自治法の一部を改正す る法律案に規定されておるようでございます。この法人格を有しないこの地域自 治区には、そこの図の真ん中に書いておりますけれども、「審議機関的な地域協 議会」、そして、また、「執行機関的な事務所を置くものとする。」となってお ります。この地域協議会におきましては市町村長が協議会の構成員を選任する。 そして、また、主な仕事といたしましては、市町村長の諮問に対して地域の意見 をまとめて、そして答申をする。そして、また、下の方に*で書いておりますけ れども、「この構成員には報酬を給しないこととすることができる。」、そして、 また、「構成員の任期は4年以内において条例で定める。」というようなことも 書いてございます。それと「この事務所につきましては所長を、一般職の所長を 置く。」、そして、また、「市町村の事務を分掌する。」というようなことが書 いてございます。それと市町村長とこの地域自治区、そして住民との関係につき ましてはイメージ図に示したような関係になるんではないでしょうか。それと合 併時の特例ということで合併特例法の一部を改正する法律案に規定されておりま す。これが合併時の特例の下の所ですけれども、先ほど申しましたけれども、地 方自治法には地域自治区についてうたってありましたけれども、この合併特例法 の改正案につきましてもうたってございます。それで地方自治法の法案と違う所 を中心にちょっと話をしてみたいと思いますけれども、地域自治区は法人格を有 しないものである。そして新市の区域の一部の区域に1又は2以上の旧市町村単 位に設けることができる。そして、また、設置する期間に限度がある。条例で定 めなさいということになっております。それと、また、特別職の区長を置くこと ができる。そして、今日議題に上がっております住所、町名・字名なんですけれ ども、住所の表示には地域自治区の名称を冠する。「この地域自治区の名称につ いては、何々区のほかに何々町、何々村と称することも可能である。」というふ うに書いてあります。それと、また、法人格を有するものとして合併特例区とい うのも選択できるようになっております。これにつきましては「新市の区域の全 部又は一部の区域に1又は2以上の旧市町村単位で設けることができる。」とな っております。そしてこれにつきましても設置する期間が限定されておりますけ れども、法案の中に「5年以下」と明記されております。それと、また、3番目 になりますけれども、この設置については県知事の認可を受けなければいけない。 そして、また、特別職の区長が置かれる。そしてこの区長は毎会計年度予算を作 成しなければいけない。そして先ほどと一緒ですけれども、住所の表示には合併 特例区の名称を冠する。これは上の地域自治区と一緒です。このように合併時に 地域自治区又は合併特例区を設置して、かつ名称に「区」を使用した場合のみ町

名・字名に「区」を使用することができるということになります。そして先ほども言いましたけれども、この特例には期間に限定があり、期間満了に際しては上の地方自治法の改正に基づきまして「再度同じ地区に地域自治区を設置する時のみ区の名前を引き続いて使用することができる。」ということも書いてございます。それとこのこれらの法案につきましては、今、国会で審議入りしたということですけれども、「法律が成立したときは、公布の日から起算して6か月を超えない範囲において、政令で定める日から施行する。」ということもうたわれております。参考になりますけれども、欄外に「参考」て書いてありますけれども、従来は町名・字名に区を使用することができるのは指定都市、「50万人以上の所でなければ町名・字名に区は使えない。」ということも書いてあります。以上、今国会に上程されております法案についての説明を終わりますけれども、この区制導入につきましては、現時点におきましては法律がまだ成立していないということで、時間的な縛りがございますので、この町名・字名の取扱いについては現行法の中で協議をしていただければと考えております。以上で終わります。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

前回提案されたものにつきましては、協定項目につきましては、第19回資料の別冊3に書いてあるとおりでございましたけれども、これに付言いたしまして今特別区の話と、それからこの提案とは別個に、この提案とは、資料をご覧になっていただきますと、例えば、国分市につきましては、「霧島市国分市何丁目」につきましては「霧島市国分何丁目」に置き換える。溝辺町については、「姶良郡溝辺町」を「霧島市溝辺〇〇」に置き換えると、こういう形のものが提案であったわけです。これに対してございましたのは、区を設けたらどうかということと、例えば、「霧島市溝辺町竹子」と、こういう形にしたらどうかというのが議論の趣旨のようであったようでございます。引き続きこれにつきましてのご意見を交換をさせていただきたいと思いますが、今提案どおりでなくて、こういう方がいいんではないかというご意見がございましたら、もう少しお伺いしてみたいと思います。はい、延時委員。

○姶良中央地区合併協議会委員(延時 力蔵)

前々回に配付されました資料の中に町名・字名の取扱いで三つのパターンが示されたと思います。それが前回も協議をされ、今回になったわけですが、この三つのパターン以外にできるのかどうか。その辺はどうお考えかお尋ねいたしたいと思います。

○姶良中央地区合併協議会企画専門部会長(塩入谷 政秋)

三つのパターンのほかに各市町ばらばらにできるというのも先進地事例の方に あるようですので、その形もあるかというふうに思います。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

議論になっているのはですね、この前その三つのパターンを示して、一つのパターンをこの協議会としては事務局の方から、幹事会から提案がされたということで、そのパターン案と少し違った方がいいのではないかというご意見の中に延時委員がおっしゃいました、例えば、国分市を除く所の部分について考えるとしますと、「霧島市溝辺竹子」と、これを「霧島市溝辺町竹子」と、あるいは横川についても、他の所にも「町」を入れた方がいいんじゃないかと、こういうことだったのではないかと思いますが、同じような意見がございますか。はい、整理をしたいと思いますので、はい、稲垣さん。

○姶良中央地区合併協議会委員(稲垣 克己)

そういった場合、前回もそうだったんですが、国分市の場合と霧島町の場合が問題になると思うんですね。その場合の取扱いをすればこの、別に全部一緒にしなければならないということもないでしょうから、牧園とか、隼人とか、溝辺、横川、そういった所はですね今の、今、議長がおっしゃったようなパターンでもいいと思うんですけども、国分をどうするかですね。霧島をどうするか。そこを考えれば解決はつくと思うんですけどね。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

今の提案、今の提案は、国分は「霧島市国分○○」、同じように霧島町につきましても「霧島市霧島○○」ですから、そこをさらにその国分市の所を何か違う意味で入れるということですか。

○姶良中央地区合併協議会委員(稲垣 克己)

いや、霧島はです、よろしいですか。霧島はその、例えば、「霧島市大窪何丁目」とか、「田口何丁目」とか、何丁目じゃない、何番地とかですね。国分の場合は国分市、「霧島市国分清水5丁目」とかいう感じでどうですか。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) 今がそうなっているんじゃないでしょうか。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(稲垣 克己)

あとが、ほかが溝辺とかですね、隼人とか、そういった所をさっきおっしゃったみたいな町(まち)、町(ちょう)ですかね、それを入れれば。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

今提案をしてある部分についてそれぞれ、例えば、国分と霧島だけは今のままで、ほかの所を提案どおり、いや、提案どおりで、ほかの所に、今、委員からあったようにすればいいのではないかというご意見なんですね。それは二通りですね。はい、はい、西委員。

○姶良中央地区合併協議会委員(西 勇一)

国分の場合は「国分清水何丁目」でいいわけですけれども、ほかの町についてはほかの町の事情があると思いますので、個々に考えるというわけにいかないんでしょうか。統一ということじゃなくて、個々に考えるということ。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

議論、異論があればですね、もう今この提案で議論があるんであれば、町ごとに休憩しても構いませんし、特に異論がないんで、ほかの所どっかありますか。 今、隼人町はほかの所に言っていただいたんですが、隼人は隼人でいいんですか。 隼人町でないといかないのですか、今の質問は。はい、川畑委員。

○姶良中央地区合併協議会委員(川畑 繁)

各市町ばらばらでいいということでこうその協議をして、しようという話、決定すれば、それぞれの休憩をとってそれぞれの町で協議をして提案をすればどうなんでしょうか。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) そこをちょっと整理をしてみましょうかね。はい、西委員、はい。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(西 勇一)

国分の場合は「霧島市国分下井」でいいと思うんですよ。それでほかの町の場合は町の事情があると思いますから、各、統一しないでいいものか。統一しないといけないものかということだけしていただければいいんじゃないでしょうか。統一しないといけないんでしょうか。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

今の少し整理をしたいと思います。統一するのか、しないのかということによりまして、ばらばらでもいいよということであれば、ばらばらの部分を、協議会の委員が出てきておられますので、決定をしていただければいいと思いますが、まず、今、国分の方は出てまいりましたが、統一するのか。いや、この提案どおりでなくって、これは提案は統一しています。統一しているわけですね。「町」を全部抜きましょうということで今提案をいたしているわけです。冠は付けますけれども、「町」を抜くというのが今の提案ですが、このとおりでいくのか。あるいはある町は自分の所は○○町と入れたいと。自分の所は入れなくてもいいと。そこはばらばらでもいいんじゃないかということで整理をするのか。そこを、そこについてご意見ございませんか。なければ、また決でお諮りをしたいと思います。何かございませんでしょうか。はい、迫田委員。

○姶良中央地区合併協議会委員(迫田 良信)

できましたらですねひとつ、うちの特別委員会ではいわゆる提案された1案でいいんじゃないかというようなことで決定がされているわけですが、「町」があったり、なかったりですね、同じこう合併区の中にですね、合併地域の中に

「町」が入ったり、なかったりというのは非常にどんなもんかなあというふうに 思います。したがいまして、私は1案の統一した形でお願いしたいというふうに 考えております。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

今、統一した方がいいということでございましたが、いかがですか。 (「議長」と言う声あり)、はい。 (「やはり休憩していただきたいと思います。」と言う声あり)、しばらくじゃあ休憩で、はい。ちょっと、はい、休憩をさせていただき、はい。休憩中の発言で、はい。

「休憩 午後 2時04分」

「再開 午後 2時08分」

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) 再開をいたします。再開をいたします。有村委員。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(有村 久行)

溝辺の有村ですが、それぞれいろんな意見が出ましたけれども、やはりこの会を一旦休憩をさせていただきまして、それぞれの町の委員が相寄って、そして「町」を入れるか、入れないかということが主体になりましょう。その辺を協議をいただいて、そして代表者が決まったことを発表していただく。その発表いただいたものをこの会で承認いただくということでいかがでしょうか。(「異議なし」と言う声あり)

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

はい、今、有村委員の方から提案がございましたが、そういう取扱いをして差 し支えございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、それでは、それぞれのまちにおいて検 討していただくためにしばらく休憩をいたします。

「休憩 午後 2時09分」

「再開 午後 2時17分」

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

それでは、再開をいたします。順次それでは発表をしていただきたいと思いま す。まず、国分市の方から、西委員。

- ○姶良中央地区合併協議会委員(西 勇一) 国分市は「霧島市国分中央3丁目」ということでいきたいと思います。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

はい、ありがとうございました。提案どおりですね。はい、溝辺町。

- ○姶良中央地区合併協議会委員(有村 久行) 溝辺町は「霧島市溝辺町(まち)」ということで。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) まちですね、呼び方はまちですね。はい。次に、横川町の方。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(福島 英行) はい、横川町も同じです。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) 横川町(まち)ですか、町(ちょう)ですか。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(福島 英行) 町(ちょう)は「まち」と通常は言いますけど、漢字はもう「町(まち)」を、「町(ちょう)」を付けるわけですから、呼び名は「まち」とかねては呼びますけど、同じ字です。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) はい、牧園町、はい。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(前田 終止)

牧園町はですねどちらでも結構です。まず、ばらばらにこの新自治体名がなるんであれば、是非慣れ親しんだ旧町(ちょう)を使っていただきたいと。だから、町(まち)を入れてくれと。しかし、新市が一体感を増すため統一イメージの努力をいろんな面においてしていると、そういうことであればですねこだわらないので、町(まち)を入れるなり、入れないなり、どっちでもいいです。そういう考えです。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) どっちでもいいことですか。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(前田 終止) はい。皆さんのそれに合わす。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) はい、霧島町です。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(川畑 繁) はい、霧島です。霧島は第1案でいいということで。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) 霧島ですね、「霧島市霧島」ですね。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(川畑 繁) そうです。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

はい、それから隼人。

- ○姶良中央地区合併協議会委員(徳田 和昭) 「霧島市隼人町(ちょう)」でお願いします。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) では、福山。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(小原 健彦) 福山町は原案どおりですね、提案どおり「町」を抜くと、抜く。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) そいじゃあ牧園だけが。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(前田 終止) もう今大体、いいですか、見えましたので、ばらばらになりましたので、それ こそ是非「町(まち)」をこの際入れてください、牧園町(ちょう)。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) はい、それでは、一応整理ができたと思います。ちょっと事務局の方。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(津田和 操)

議長いいですか。今、意見を聞きますと、福山が1町「町」を入れないというような話のようですが、これは当然、意見として、これは私の意見です。統一した方がいいんじゃないかという意見があります。終わります。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) はい、霧島町長。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(吉村 久則)

霧島はですねもう「町(まち)」を入れる必要はないということで「霧島市霧島田口何番地」ということで決まっています。本当はですね将来的にはやはり統一された方が私はいいのかなあと。牧園町長が言ったようにですね一体感も出てくるしですね、ばらばらよりも、私は統一された方がいいと思いますよ。はい。ただうちはそういうことです。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) それでは、よろしい、福山もそれでよろしゅうございますか。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(小原 健彦)

統一するということであれば、それでも構わないと、「町」を付けてもいいと、 こういう今打ち合わせた結果です。はい。統一するんだったら、そうでもいいん ですよと。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

先ほどちょっと整理をさせていただいたのは、統一ではなくて、それぞれの所 のご意見をまとめていただいたものを承認しましょうかということで再開をさせ ていただいたところでございますが、またもう1回統一論に戻りますと、また、 もう、はい、西委員。

○姶良中央地区合併協議会委員(西 勇一)

我がまちはそうすると「霧島市国分町下井」となるんですか。ちょっと、ちょっと絵になりませんねえ。ちょっと気を使ってください。私どもの方はもう国分向花町というのがあるんですけど、向花というのがあるんですけども、やっぱり「国分向花」でいきたいと、そのように思います。

○姶良中央地区合併協議会委員(吉村 久則)

私がですね統一と、「統一」と言ったのは、どっちでもいいですが、いいんだろうけれども、やはりですね、例えば、うちの場合は「霧島市霧島」ですから、そういう呼び方の方がですね、将来的には同じような呼び方の方がいいんじゃないかと、「町」と言ったりですね、言わなかったりするよりもですね、その方がいいんじゃないかなあと思いますが、それぞれの考え方ですからね。

- ○姶良中央地区合併協議会委員(西 勇一) 町長と国分市は一緒ですね、じゃあ考え方は。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(吉村 久則) そうですよ、はい。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

整理を先ほどさせていただいたのは、もう統一でなくて、それぞれお考えいただきましょうということで、今それぞれのまちでお考えいただいた部分をあとは承認をしていただくという取扱いをしましょうという形で整理をさせていただいたところでございますので、福山につきましても福山です。はい。はい、分かりました。そいじゃあ事務局ちょっと整理したのをもう1回読み上げてみていただけませんでしょうか。はい、部会長。

○姶良中央地区合併協議会企画専門部会長(塩入谷 政秋)

それでは、整理をさせていただきたいと思います。協定項目の19、町名・字名の取扱いについて、まず、1、町・字の区域については、現行のとおりとする。2、町・字の名称については、次のとおりとする。1、国分市については、「国分市〇〇」を「霧島市国分〇〇」に置き換える。2、溝辺町については、「姶良郡溝辺町〇〇」を「霧島市溝辺町(まち)〇〇」に置き換える。それから、3、横川町については、「姶良郡横川町〇〇」を「霧島市横川町(まち)〇〇」に置き換える。4、牧園町については、「姶良郡牧園町〇〇」を「霧島市牧園町(まち)〇〇」に置き換える。5、霧島町については、「姶良郡霧島町〇〇」を「霧島市霧島〇〇」に置き換える。6、隼人町については、「姶良郡隼人町〇〇」を「霧島市隼人町(ちょう)〇〇」に置き換える。7、福山町については、「姶良

郡福山町○○」を「霧島市福山○○」に置き換える。ただし、大字の福山については「霧島市福山何々番地」とする。以上です。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ただいま事務局、部会長の方から整理をして発表がございましたが、このような取扱いをするということでご承認いただけますでしょうか。

「「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということで、そのように決定をさせていただきます。続きまして議事の2、協議第14号-2、新市のまちづくり計画について(協定項目6)を議題といたします。本件につきましては事務局の方から提案説明をお願いいたします。はい、事務局。

○姶良中央地区合併協議会事務局次長(間手原 修)

説明に入ります前に、県協議の関係でどうしても皆さん方に資料の配付を遅れ たことに対してまずお詫びを申し上げます。本日の配付資料と、それから前回 **22**日、**23**日付で配った分でございます。それでは、協議第**14**号-2、別冊1の 資料でございます。新市まちづくり計画について、協定項目で6でございます。 新市まちづくり計画を次のとおり定めることについて協議を求める。新市まちづ くり計画は別添、これにつきましては第19回協議会で承認いただきました修正 案を基に考えております。別添新市まちづくり計画に定めるとおりとする。平成 16年3月25日提出、会長名でございます。本計画につきましては、策定方針、 骨子、原案、それから原案の修正につきましてその都度承認をいただきました。 第19回協議会で承認していただきました計画で県と事前協議を行い、昨日まで に協議が終了いたしましたので、その中で「追加修正した方がよい、より適当で はないか。」という意見が県の方からあった箇所につきまして事務局で検討し、 結果、別紙のとおり変更するといたしました。この修正箇所を計画に反映して、 これを最終的な新市まちづくり計画に定めたいということで提案をいたしており ます。なお、別途事前配付いたしました参考資料、括弧書きで「基礎データ」、 63ページから86ページの参考資料でございますけれども、これも本体の計画書 に追加したいということでございます。変更の主なものにつきまして説明をさせ ていただきます。1ページ目と2ページ目につきましては、県協議とは別に、前 回の協議の後変更した方がよいと思われる箇所がございましたので、変更をいた します。1ページ目で番号で左の方に「1番」というふうに書いてあります。教 育文化の所で右側の方にアンダーラインを引いておりますけれども、幼児教育関 係が漏れているというようなことでございましたので、このアンダーラインの 「幼児教育環境の充実」というのを文言追加いたします。それから、2番目に、 40ページになりますけれども、③で、情報ネットワークを生かした都市づくり

の中で、本日提案する企画のその他事業の中で、右側の方で変更案の所にアンダ ーラインを引いておりますけれども、「地域情報化計画策定」というのが出てま いります。それを本体に追加したいということで、関連でその下の主な事業、そ れから事業名の説明をいたしました。それが2番でございます。3番につきまし ては、52ページになりますけれども、「行政及び政策評価制度構築事業」とい う二つの評価制度で書いておりましたけれども、これを一本化する必要があると いうことで「行政評価制度構築事業」に改めるものでございます。2ページ目の 3番につきましては関連でございます。それから、4番といたしまして、52ペ ージ目になりますけれども、行政改革大綱関係を挿入する必要があるということ でここに入れます。それから、3ページ目になります。第21回別冊1の追加資 料ということで3ページ目から5ページ目を先般送付いたしたものでございます。 23日付で事前配付をいたしております。ここの関係が県との事前協議に伴う変 更ということで、1番でございますけれども、生活環境分野の変更案の所にアン ダーラインを引いておりますけれども、「消費生活の関係が必要じゃないか。」 ということのご意見をいただきまして、消費生活の安定関係を挿入いたしており ます。それから、2番でございますが、主な事業で治山事業を追加してほしいと いうことで治山事業を追加いたしました。それから、資料の4ページ目でござい ます。変更をしている分の4ページ目でございますが、41ページになります、 資料的には。ここの事業名で松くい虫関係が事業名の訂正を行っております。そ れから、17行目から20行の所に汚水関係等を文言で出しております。下の方の 表もですけれども、文章と表中を汚水処理施設の整備として整理しました。それ から、51ページです、整理番号で4番ですけれども、当初案では「人権の確立 を目指す。」という文言を書いておりましたけれども、人権尊重、「人権尊重社 会の実現のために」ということで文章の修正を行っております。その下の方につ きましては関連でございます。それから、5ページ目に移ります。本体資料では 56ページになりますけれども、新市における県事業の推進の所でございますが、 ここにつきましては事業名の訂正、それから親水施設総合整備事業、これは削除 でございますけれども、同じ所にある事業名で含まれているということで削除を いたしております。あとは基幹水利施設補修事業の追加、それから治山事業で事 業名の訂正を行っております。それから、本日配付いたしました資料でございま す。6ページというのがございますが、本体では10ページでございますけれど も、合併による国・県の支援ということで普通交付税の説明ですけれども、より 分かりやすく表現するべきであるというような県の意向がございまして、変更案 のとおり修正したいということで、「合併がなかったものと仮定して毎年策定し た普通交付税の額」というような形で修正をかけております。表中もこのように

書き換えました。より分かりやすく表現してくださいということでこのような形で整理をいたしております。以上6ページにわたりまして変更分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ただいま県との事前協議等を踏まえまして文言等の修正をしたいということで 提案がされたところでございますが、これらにつきまして皆様方の方から何かご 質問・ご意見等ございませんでしょうか。特にございませんですか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。事務局の提案では、この新市のまちづくり計画につきましては、今後の県知事との正式協議の日程があり、その都合の関係でございまして本日承認をしたもの、このとおり提案するということでご異議ございませんでしょうか。

「「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、協議第14号-2、新市のまちづくり計画について(協定項目6)は提案のとおり承認をされました。次に、協議事項(3)、協議第51号、学校教育事業の取扱いについて(協定項目25-20)を議題といたします。本件につきましては前回の会議でも教育専門部会から提案説明を行っておりますが、前回出されました質問・意見も含めまして補足説明をお願いいたしたいと思います。はい、部会長。

○姶良中央地区合併協議会教育専門副部会長(川路 正)

教育副部会長の川路と申します。よろしくお願いします。第20回の協議会で提案説明させていただいているところでありますが、その後再度専門部会で内容を精査いたしましたところ、調整内容自体は変わりませんが、調整の具体的な内容の部分と各市町の現況調査の部分に一部不備がありましたので、お手元に配付しております正誤表のとおり訂正方をひとつよろしくお願いします。資料の訂正につきましては前回お配りいたしました第20回会議資料別冊1でございます。よろしくお願いします。1ページでございますけど、隼人町の中福良小学校の学級数の欄でございます。これは前回口頭で修正をお願いした分でございますけど、「38」が「4」に訂正でございます。同じく20回会議資料別冊1の1ページから2ページでございます。これは前回の質問で今後の計画等の欄は各市町から上がってきているものを書いているのか。実情を具体的に示せということでありましたので、欄外注釈で

「今後の計画等欄は、新市まちづくり計画ヒアリングシートにより学校教育施設 関係主要事業を記載したものである。」と修正させていただきました。なお、各 市町から出されている整備計画は今回追加資料としてお手元に配付させていただ いておりますが、これは新市まちづくり計画ヒアリングシートよりの事業一覧で ございます。2ページでございます。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) ご理解いただけましたでしょうか。
- ○姶良中央地区合併協議会教育専門副部会長(川路 正よろしいでしょうか。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) 合併ヒアリングこのシートがございますでしょうか、各市町村ごとの学校の整備計画ですね、これと、はい。はい、どうぞ。
- ○姶良中央地区合併協議会教育専門副部会長 (川路 正)

よろしいですか。2ページでございます。調整の具体的内容欄でございます。 「将来的には、耐力度調査の実施状況、建築年次、直近の増改築の状況などを総 合的に判断し、優先順位を検討することが必要である。」ということで、アンダ ーラインで修正箇所はしておりますけど、「なお、合併までに耐力度調査の実施 状況、建築年次、直近の増改築の状況などを総合的に判断し、優先順位を検討す る。」と訂正させていただきました。これは専門部会等で今後財政部会、新市の 総合振興計画との調整が必要であると考え、そのような表現をしていましたが、 今回事務局と再度協議しましたところ、教育専門部会においては向こう3か年程 度の事業の優先順位は合併までに決定しておかなければいけないのではないかと いう指摘があり、このように訂正させていただきました。財政的な面もあるので、 実施されるかは別に、担当課としての一応優先順位は付けるべきだということで ございます。続きまして3ページでございます。これは溝辺町さんの方の修正で ございますけど、アンダーラインの部分を右側の「大字有川全区域、大字竹子全 区域、大字三繩全区域、大字麓のうち陵南小学校区域を除く区域」とさせていた だきました。これは町から出された資料の間違いでありました。続きまして5ペ ージでございます。横川町さんの部分でございますけど、補助対象、スクールバ スの運行状況、スクールバスの必要経費、補助要件にちょっと間違いがございま したので、訂正をさせていただきます。補助対象につきましては、前回は小学校 のみうたっておりましたけど、小学校、中学生でございます。スクールバスの運 行状況につきましてもアンダーラインのとおり修正方をひとつよろしくお願いし ます。スクールバスの必要経費につきましては、前回「138万」が「147万」の 誤りでございました。補助要件につきましても「片道6㎞以上(一部5㎞以

上) | が、「片道 5 km以上」が正しいですので、訂正方お願いします。続きまし て6ページでございます。これはスクールバスの後に「一部ふれあいバスを含 む」を挿入させていただきました。一部ふれあいバスを利用されている市町があ りますので、その部分に挿入をさせていただきました。以上であります。よろし くお願いします。なお、補足説明でありますが、今説明しました以外はその後特 に変更がございませんので、前回のご質問のあったことに回答いたしまして補足 説明に代えさせていただきます。通学区域の問題でございます。通学区域につき ましては、学校教育法施行令第5条第2項で「2校以上ある場合においては、教 育委員会は、小学校、中学校を指定しなければならない。」となっております。 そのようなことで、資料にありますとおり、各市町通学区域が指定されておりま す。現在一部の地域で合併を機に通学区域の変更を要望されている地域がござい ます。今後そのような地域を、合併までに分科会等におきまして当該地域の絞り 込みを行い、住民に対し意向調査を実施する計画でございます。そのようなこと で仕事の流れといたしまして、その調査の内容を学校規模及び通学等、通学区域 適正化審議会(仮称でございますけど)で検討し、その意見を教育委員会へ答申 していただき、教育委員会で協議、決定され、通学区域の変更がなされることに なります。前回の質問で通学区域は当分の間の目安はどうかということでござい ますけど、変更がなされるにあたって一部の地域では教室数の問題などハード面 が整備されないと変更ができないことも予想されますので、その間、その問題が クリアされるまでの間を想定しております。また、速やかに審議会を検討するの 件でございますが、審議会の組織は合併後直ちに立ち上げたいと考えております。 大きな枠組みの合併ですので、旧市町境を、市町境では諸々の問題が出てくると 予想されますので、その問題が出てきた時点で審議会の方へ検討をお願いしたい と考えております。次に、学校規模の検討の時期並びに小規模校の統一、統合の 件でありますが、小規模校には教職員と児童・生徒の人間的なふれあい等の面で 教育上の利点が非常によい面があります。また、統一、統合につきましては十分 に地域住民の理解と協力を得て行うべきであると考えております。そのようなこ とで合併後新市において十分に時間をかけて検討する方法がよいのではないかと 考えております。そのようなことで現在のところ学校規模の検討の時期等につい ては検討しておりません。先進地につきましてもこのような方法をとられている 所が多いようでございます。また、その審議会の性格、人数等でございますが、 教育委員会の諮問機関として位置付けて、人員等につきましては、今後分科会、 専門部会で国分市の規則等を基に十分に論議をして決めていきたいと考えており ます。続きまして特認制度についてでございますが、現在38名の方が制度を利 用されております。この制度は当該教育委員会内での運用で行われている制度で

あります。ご質問の市町境を越えた特認校制度の運用でありますが、1市6町が 新市になった場合、新市の教育委員会内での運用は可能であります。しかし、現 在も枠があり、全員希望どおりとはいかないかと思っております。また、市町間 を越えてあるいは県境を越えてとなりますと前例がなく、現時点では難しいと思 われます。続きまして自転車通学についてでございます。現在自転車通学に関す ることは各学校の校長の権限で実施されています。その実施にあたりましては、 学校の地理的環境等を考慮し、PTA、保護者等と協議をして実施されています。 ご質問の子供の間で不信感があり、市町ごとに違いがあれば、統一が必要ではな いかということでありました。説明しましたとおり、各学校は、PTA、保護者 等の協議の上、校長の権限で実施されている以上、統一は難しいものと考えてお ります。ただそのような不信感があることは事実ですので、合併までに各学校の 取扱いを調査し、少しでも不信感が取り除かれるよう各学校と協議してまいりた いと思います。続きまして遠距離通学手段の件でありますが、調整内容でスクー ルバスのみをうたっておりましたが、ふれあいバスも利用されている所もありま すので、調整の具体的内容の部分に「一部ふれあいバス等も含む」を挿入させて いただいたところであります。結果としまして現在利用されているスクールバス、 ふれあいバス等の通学手段は現行のままで引き継ぎ、企画部会等で現在検討され ているコミュニティバスの導入の動向を見極めながら対応してまいりたいと考え ております。奨学資金についてであります。現在1市6町で 482名、2億6,734 万3千円の貸し付けを行っております。この人たちの新市においての取扱いです が、返還方法等につきましては、貸し付けた当時の条件を基本に置きますので、 借りている人が現在よりも悪くなるようなことはないと考えております。以上で 補足説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださるよう お願い申し上げます。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

それでは、協議に入りたいと思います。本件につきまして補足説明等もなされたところでございますが、これらも含めましてご質問等、ご意見等があれば、承りをしたいと思います。はい、延時委員。

○姶良中央地区合併協議会委員(延時 力蔵)

この前の協議会の時、協定、協議の中の2番目、いわゆる新市において速やかに学校規模及び通学区域等適正化審議会ということについて質問をいたしました。その性格とか、範囲とか、委員の数とか、そういったものを質問しましたが、先ほど説明をいただきまして、いわゆる合併を機に区域の変更を希望される地域があると、そういった所に対応するための通学区域等の適正化審議会というように理解をいたしました、今の質問では。そうすると全市を、今のこれによりますと

「学校規模及び」とございますけれども、その学校規模というものについてもこの審議会でされるのかどうかお尋ねをいたしたいと思います。

○姶良中央地区合併協議会教育専門副部会長 (川路 正)

学校規模につきましては、先ほど説明申し上げましたとおり、大変な地区住民、 いろんな大変な問題でありますので、新市において十分に時間をかけて検討して いただくこととしております。

○姶良中央地区合併協議会委員(延時 力蔵)

そうであれば新しい審議会の名称をば「学校規模」というものを抜いた方がい いんじゃないですか。いわゆるこの合併をということで新しいまちの基本理念と いうものをつくっていったと思います。そうして七つの、将来像を実現するため の七つの柱というものをつくっていき、決定し、その中の一つに、いわゆる磨き 合う所にこういったことを決めたと思います。「地域に根ざした特色ある学校教 育を推進する都市づくり」というものをば決めていったと思います。このことは 理念だと思います、合併の。そうするとその理念と今おっしゃるこの問題との関 わり、理念が立っていって、それに対するところの、それを具現するための審議 会でなくてはならない。今の学校規模という問題については大変大きな課題だと。 したがって、これは十分検討していかなきゃならないということであればですよ、 差し当たってこの通学区域の問題、ことが問題となっている。であれば通学距離 だけをするところの審議会でいいんじゃなかろうか。将来とも望んだのであれば ですね、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進するための審議会、そういっ たものであれば全体的に包括できると思いますが、小さくこれは学校、いわゆる 通学区域だけを今説明でございますので、この協定から「学校組織」というもの は外した方がいいんじゃないですか。

○姶良中央地区合併協議会教育専門副部会長 (川路 正)

委員のおっしゃることはよく分かります。これは小規模校にかかわらず、逆に 大規模校、国分におきましては今も言えばもう学校を二つに分けるというような 実情が、現状がまいっております。取りあえずそういうことで、逆に大きな学校 を今二つに分けようということでこういう名前を一応付けさせていただきます。 やがてはまた、さっきおっしゃいます小規模校についても、何年先になるかわか りませんけど、そういう検討も必要ではないかと思っておりますけど、現時点で は大きな学校、大規模校ですかね、もうどうしても二つに分けないといけないよ うな事態がまいっておりますので、そういうことで規模の問題も審議会の中で検 討させていただくということにしております。

○姶良中央地区合併協議会委員(延時 力蔵)

今の答弁を聞きますとですよ、私の言った地域に根ざした特色ある学校づくり

というものは、小規模の学校の小さい所なりの区域を言っているもんじゃございません。私は都市的な機能を定めて大規模になった所もやはりそれなりにその地域に根ざした特色のある学校づくりを目指していくんだと思います。したがいまして、いわゆるマンモス校であっても、小規模校であっても、それぞれの地域の地域性に根ざした特色のある学校づくりというものを理念として掲げております。その理念に沿った審議会でなくてはならないと思います。もう少し言いますと、この審議会を立ち上げられるとするならば、目的の中にですね地域に根ざした特色ある学校づくりを推進するためにこの学校規模及び通学距離等の適正化を図っていくという目的をその中に出していただくならば一応理解もされます。

- ○姶良中央地区合併協議会教育専門副部会長 (川路 正)
- 今言われたことは十分に検討して、今後そういう方向に持っていってまいりた いと思います。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) よろしゅうございますか。はい、延時委員。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(延時 力蔵)

今の約束を忘れないで、しかも文章として出していただきたいと思います、審議会の文章の中で。言葉でこう話し合いをしたものはやがては消えていきます。 残るのは、文章だけしか残らんと思いますから、私が言ったそういった生活、性格、理念、そういったものをまず審議会の冒頭に書いていただくということに理解してよろしいですね。

- ○姶良中央地区合併協議会教育専門副部会長(川路 正) 分かりました。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) ほかにはございませんでしょうか。はい、川畑委員。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(川畑 繁)

前回特認校制度についてお尋ねをしておりました。先ほどお答えをいただきましたが、合併して新市の教育委員会の協議だけで即、市町境を越えてと申し上げたのは、前回も、現在の合併なる前の市町境を越えたそういった学校に新市と発足と同時にその特認校制度を運用できるそういった方策が即とれるのかどうか。そこいらを、なぜこういったことを申し上げるかと申しますと、小さな学校の地域といいますか、そういった学校区ではやっぱり地道に力強く頑張っている地域があると、そのことが地域おこしなり、村おこし、そういった地域自治の原点になっていることをご理解いただいて、そのようなことを即運用できる、教育委員会の協議だけで、新市が発足をして新市の教育委員会で即そのことが運用できるのかどうかをお尋ねをいたします。

○隼人町学校教育課長(大迫 元信)

専門部会の、教育専門部会の大迫と申します。特認校制度は同じまちの中の区域外通学を認めることであります。ですから、先ほども説明いたしましたように、同じまちであればその教育委員会の決定で特認校の、特認校の学校に通うことが可能であります。ただ非常にまちが大きくなります。特認校に通う場合、通学の問題というのが非常に大きな問題になっております。現在隼人町では「自力通学ができる者」という条件を付けておりますので、そのような条件を付けながら幅広く活用、幅広い地域からその特認校の学校に通うこと等も考えることができます。

- ○姶良中央地区合併協議会委員 (川畑 繁) 分かりました。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) ほかにございませんか。稲垣委員。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(稲垣 克己)

1点だけお尋ねをしておきたいと思うんですが、例のあの小泉改革のですね三位一体改革の中で義務教育の国庫負担制度というのも検討されているという状況下にありますね。この制度を維持されるというもとにこの計画がされたのか。そこあたりの関連をですねどのように協議をされたのかですねお尋ねしたいと思います。以上です。

- ○姶良中央地区合併協議会教育専門副部会長(川路 正) 三位一体改革でございますけど、この私どもの専門部会ではそこまでは議論を しておりません。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) よろしゅうございますか。はい、福島委員。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(福島 英行)

済みません。5ページ、ちょっと教えてください。「遠距離通学費補助は原則として4 km、6 km」というのが書いてあります。この「原則として」というのは、この中学校の5 km以上に補助をやっている所が横川、牧園、隼人、3 町あるようです。私どもの町も5 km以上にやっているんですが、これが6 kmとなりますと、現在今29名ぐらいいる中で、6 kmになると21名ぐらい即外れてしまうんですね。29人中21名が外れてしまうと。交付税対象キロで小学生が4 km、中学生が6 kmというのはよく分かりますけれども、現在対象として5 km以上をやっておる関係上、この「原則として」と書いてあるのは、今までのこの5 kmもそのまま使っていっていいということであるんですか。「原則として」と書いてありますので、このこれがですねただもう、これが書いてなければ4 kmと6 kmでないといけない

ということになりますけれども、「原則として」と書いてある以上は 5 km もずうっといけるということで理解をしてもいいんでしょうか。それだけのことです。 ○姶良中央地区合併協議会教育専門副部会長(川路 正)

委員おっしゃる「原則」でございますけど、一応この問題につきましては、専門部会におきましては一応新市になった場合にはそういう、不公平感ですか、そういうのが出るといけないじゃないかということで4km、6kmを示しております。結論を申しますと、この原則論につきましては、今後合併までに調査作業を行ってまいります。そのような中でいろんな不都合が出てきた場合に対応していきたいという原則でございまして、今言われる現行の対応についての表現ではございません。

○姶良中央地区合併協議会委員(福島 英行)

ちょっと分からないんですが、これをこのまま見るとですねどうしても前の5 kmの所もいいですよというふうになるんじゃないんですか。「原則として通学距 離が小学生4㎞以上又は、小学生4㎞以上、中学生6㎞以上の児童・生徒の保護 者を」というふうにこう書いてありますが、5kmの所は横川、牧園、隼人、3町 あります。ここは今のままでずうっと当分はやっていいということに理解を私は しているんですが、この文でいけば。だから、もしこの「原則」というとがなけ ればですね、当分の間、3年ぐらいはこのままとして、将来はどうしても6kmに しますよというようなですねことをこう協議会で決めていってほしいと。ただ、 財政的なもんは、それはよく分かりますけれども、財政的な面だけで、ただ合併 をですね進める中で財政的に本当に苦しいんだからポッという合併じゃなくて、 やはり必要なものはやっぱり2、3年はそのまましとって住民にですね特別不利 益が被らないような、将来3年とか、5年したらどうしてもこうなりますよとい うようなですね合併というのもやっぱり考えていかなければいけないんじゃない と。財政的な面だけで、いやあ、もう本当にあいだからもう5㎞、6㎞にという ようなですね合併の仕方というのは余りにも過ぎるんじゃないかと思っていると ころです。その辺をちょっと、本当このままでいけるのか。その辺がですね、も うこの、これを見ると私はもういけるんじゃないかというようなふうに見ている んですけれども、以上です。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

今、委員の方からございましたけれども、「原則として」と書いてあるという ことは、基本はそうだけれども、そういう移行の段階でそういう状況になった分 については当分いくんですよということを示した原則ではないんですかという質 問なんです。そこをお答えください。

○姶良中央地区合併協議会教育専門副部会長(川路 正)

この原則に入れた分につきましては、実は事情とありまして、福山町さんがですね実際今度小学校を造られまして、造られた場所がちょっと離れた、900mか幾らか聞いておりますけど、離れた場所に造られまして、一応その学校を造る条件で、3kmの方が6名ですか、いらっしゃいまして、これは対象が1年生と2年生であるということで、そういう条件でされたということで一応「原則」というようなうたい方をしておりますけど、この福山町さんにつきましても、6名の方は、対象が1年から2年ですので、あと2、3年でもう出てこないということで一応「原則は」として表現しております。ただ合併専門部会でそれ以外につきましては、さっき委員おっしゃるのはよく分かります。合併を機に逆にある程度統一をしといた方がいいんじゃないかということの専門部会の決定でございましたので、今日調整内容を提案させているところでございます。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

少し答弁の部分が、多分「原則」と言うんで例外というのがあるんでしょうという質問だろうと思うんですよ。そこがそうですよという答え方と、この例外というのはもう特定の部分しか議論しておられませんと言うと、先ほど福島委員が言われたこととちょっとかみ合わなくなりますがというような質問でしょう、質問の趣旨は。

○姶良中央地区合併協議会委員(福島 英行)

3町ですね違った所があるわけですので、「原則として」と入るればですね、 どうしてもこの3町はこのままでという部分の解釈しかできないんですよ、私ど もは。だれに読ませても恐らく、「原則として」とこいが書いてあると、今まで の所はそのまま、原則として4kmから6kmだけど、中学校は6kmだけども、5km の所もありますよということですから、これはこのままでいいという理解をする んですが、その辺、部会で決められたということで、その、それが悪いとかない です。私の意見はそれで理解をしていいのか。そして、いや、そいじゃいかんと なれば、是非2年か3年、やはりこの状況の先延ばしを2年とかしてもらって、 その後は6kmにいきますよ、交付税対象のでいきますよと。現在うちなんかは、 さっきから言うように、5㎞以上にやっているわけです。ところが、今ちょっと 調べてみましたら、29人おるんですけれども、自転車通学が、それの21人がそ の 6 km以下に、 5 km 、 5.5とか、そこに入るんです。その 2 、 3 人が入るんだっ たらまだいいんですけれども、もうほとんど大部分がそのそこに入っていまして、 もうすぐ17年からはカットせんないかんと、改正をしてですねカットをされる ということになりますので、その辺のご理解もお願いしたいと。だから、牧園、 隼人もですねこの以下がありますよね。だから、これが何人いらっしゃるのかわ かりませんけれども、できたらそんなふうにお願いをしたいということで、協議

会の中でちょっともんで、うんにゃそやさいもいかんと協議会でなればですね、 それはもうさいも私もそゆしっくれということでありませんけれども、その要望 なんです。

○姶良中央地区合併協議会教育専門副部会長(川路 正)

専門部会としては今日提案しておりますああいう調整内容で提案させております。ただ委員がおっしゃいますように、この協議会の場で特例を認めると皆さん 一致されれば、そういうふうにまた検討してまいりたいと考えております。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) はい、西委員。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(西 勇一)

一般的に言いますとね「原則」ということは自在ということなんですよ。役所 じゃ違うんですか。だから、「4km」、「5km」て書いてあるわけだから、これ は原則的にはこうだけども、ほかにまた条件の違ったものがあったときは、それ にも応じますよとか、検討しますよとかという意味じゃないの。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) 関連で、はい、延時委員。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(延時 力蔵)

児童・生徒の遠距離通学者に関わる補助金の、補助金をするというのは法律行為だと思います。その中で小学生はおおむね4km以内、中学はおおむね6m以内と、以上ですか、以上を補助すると、それは法律行為だと思います。それをば5kmに中学生の場合にする。あるいは、また、遠距離に関わる人に自転車の補助をするというのはそれぞれのまちの条例があると思います。条例まで勉強されたんですかね。

- ○姶良中央地区合併協議会教育専門副部会長(川路 正) 分科会と、それと専門部会、条例等を持ち合わせて検討しております。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(延時 力蔵)

そうしますといわゆるそれぞれのまちがつくっております現在の条例をばどうしていくかというものが基本になってきますよね、合併と同時に。そういうことになると思います。そうしなければそれぞれの関係の町長さんも支出はできないはずですから、条例をどうするかというところですよね。十分検討して答弁をしてください。

○姶良中央地区合併協議会教育専門副部会長(川路 正)

ご指摘がございます「原則として」は、逆に言えば、おっしゃるとおり、特例を認めることです。今後また分科会、専門部会で検討してまいりたいと思います。 ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) ほかにございませんでしょうか。

○姶良中央地区合併協議会委員(西 勇一)

議長、これからの答弁はやっぱりそん単刀直入に言ってもらわんと、**30**分も、**40**分もかかってもらっちゃ困りますよ。それから、もうできないんであれば、「原則」なんちゅう言葉を使わないことですな。「原則」というのは自在ということですもんね、どっちでもいけますよということだから。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) はい、迫田委員。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(迫田 良信)

ただいま検討されるということでございましたので、この通学補助につきましてはですね、例えば、その地域的な条件というのが、地理的条件というのがあろうかと思います。平坦な部分と山坂があるこの部分とではですね非常にその子供たちに対しては無理のある部分でございます。そういった部分で牧園あたりは非常にこの補助対象者が、そういう理由等もあろうかと思いますが、多いわけですね。やはりそういったこともひとつこう検討の中の一つとして是非取り上げていただきたいというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

- ○姶良中央地区合併協議会教育専門副部会長(川路 正) その辺のこと諸々検討してまいりたいと思います。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) よろしゅうございますか。ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様方にお諮りいたします。この件につきましては提案のと おり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第51号、学校教育事業の取扱いについて(協定項目25-20)は提案のとおり承認されました。ここで10分間程度休憩をしたいと思います。

「休憩 午後 3時25分」

「再開 午後 3時35分」

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

それでは、再開をいたします。続きまして会議次第第5の次回の協議事項についてを議題といたします。次回の協議事項でございますので、本日は事前提案という形で調整内容及び参考資料等について説明をさせていただき、協議につきましては次回でお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。それ

では、会議次第第5の(1)、協議第52号、社会教育事業の取扱いについて(協定項目25-22)を議題といたします。本件は教育専門部会の所掌事務となっておりますので、教育専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。 〇姶良中央地区合併協議会教育専門部会長(野村 定美)

それでは、社会教育事業の取扱いにつきまして事前提案として説明を申し上げ ます。資料といたしましては第21回資料別冊2といたしまして配付されており ますので、そちらの方の資料をご覧をいただきたいと思います。協議第52号、 社会教育の取扱いについて(協定項目25-22)でございます。社会教育の取扱 いについて次のとおり協議を求めるものでございます。社会教育事業の取扱いに つきましては14項目により調整をいたしました。まず、1項目から3項目につ きましては、社会教育施設、社会教育関連施設、社会体育施設に関します調整で ございます。4項目では成人式の開催について調整、5項目につきましては運動 会の開催に関しますこと、6項目では文化祭の取扱いについての調整、7項目と いたしましては指定文化財の取扱いでございます。8項目では社会教育行政によ ります人権・同和教育に関します研修会等の調整事項として調整をいたしており ます。9項目におきましては潤いのあるまちづくり等のそれぞれの事業を総括し まして市民運動としての取扱いに関しますことの調整でございます。10項目か ら13項目につきましては、社会教育行政の中での条例委員であります社会教育 委員、公民館運営審議会、文化財保護審議会、体育指導員設置の取扱いでござい ます。14項目では各種のスポーツ大会の取扱い、以上14項目によって調整をい たしたところでございます。それでは、項目順に調整内容につきまして資料に基 づき説明を申し上げます。まず、1ページをお開きをいただきたいと思います。 まず、1項目について説明を申し上げます。社会教育法によります公民館の設置 につきましては、「公民館は、市町村が設置する公民館、そしてこれ以外の場合 は、公民館設置の目的を持って設立された法人でなければ設置することができな い。」ということになっております。一般的に公民館と言いますと、今申し上げ ました市、町が設置しています公民館事業とあるいは集落や自治会等で管理運営 されています公民館活動と混同されがちでありますけれども、社会教育法により ます公民館事業と申しますと、定期講座を実施すること。講習会、講演会等の実 施あるいは図書資料等を備えて、その利用を図ること。体育、レクリエーション 等に関する集会を開催すること。各種の団体・機関等との連絡を図ること。集会 等その他の公共的利用に供すること。この 6 項目を公民館事業として位置付けが なされているところであります。このようなことから集落や自治会等による公民 館活動とは異なりますことをまずご確認をいただきたいと思います。このような ことからいたしましてここでは社会教育法に基づきます公民館、公民館事業につ

いての協議でございます。そこで、公民館の名称はそれぞれ異なりますが、現在 の市立公民館、町立公民館、中央公民館、それぞれに公民館事業が行われており ますので、新市となりましても現在の各市町の公民館を中心としまして現在のと おり公民館事業を実施していくことを基本としていくこととして公民館の位置付 けについてまず調整をいたしました。それと同じく条例公民館であります地区公 民館の取扱いと並行しまして、教育委員会が所管し、先ほど申し上げました公民 館事業を実施しています校区公民館、地区コミュニティセンター等におきまして も現行のとおり新市に引き継ぐことを基本理念といたしました。このようなこと から1項目といたしまして新市に旧市町ごとに拠点公民館を置く。また、社会教 育法に基づく公民館事業を実施している公民館は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、使用料、休館日、使用時間等は、合併までに調整するといたしました。こ の使用料の調整につきましては、施設の建築年度、施設設備の内容あるいは研修 室等の面積等を考慮いたしますと使用料を統一することは課題もあると判断いた しております。ただ休館日、使用時間等につきましては、見直しできるものにつ いては、合併までに調整をするということでございます。次の2項目につきまし ては、1ページ、2ページは連動いたしておりますが、社会教育関連施設につき ましては住民に広く活用されている現状でございます。この関連施設につきまし ても現行のとおり新市に引き継ぐ。使用料、休館日、使用時間の調整につきまし ても先ほど申し上げました公民館の取扱いと同じ考え方でございまして、調整内 容といたしまして社会教育関連施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、使 用料、休館日、使用時間等は、合併までに調整するといたしたところでございま す。3ページについてご説明を申し上げます。社会体育施設につきましても使用 料等につきましては、光熱費の消費量等それぞれ施設によって差異はありますが、 社会教育施設と同じ取扱いで調整することといたしました。ただ体育施設につき ましては既存の使用料の設定時点で近隣市町の使用料等を参考に条例等で使用料 を定めておりますので、そんなに大きな差がないのが現状でありますけれども、 3項目といたしまして社会体育関連施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、 使用料、休館日、使用時間等は、合併までに調整するといたしたところでござい ます。この「園」、「場」にいたしましては、スポーツ公園あるいは弓道場とい うものがありますので、括弧書きでくくっているところでございます。次に、4 ページでございます。この4項目、5項目、6項目では、成人式、運動会、文化 祭の取扱いについて調整をいたしたところでございます。まず、成人式の開催に つきましては、都市部の一部ではございますが、成人式での騒動等が報道がなさ れております。しかし、1市6町におきます成人式の運営等につきましては、実 行委員会の立ち上げをするなどして青年団あるいは高校生らのボランティア活動

等によってそれぞれに工夫がなされて運営がなされている現状でございます。新 市としての一体性を考えますと新市での1箇所によります成人式の開催も協議し たところでありますけれども、本年1月に開催されました1市6町の新成人者の 出席者数は約1,400名でございます。さらに来賓、父兄等の参加状況等を加味し て判断いたしますと、これを集客できる会場の問題等に課題もありますことから、 成人式の開催につきましての調整といたしましては、4項目として成人式は旧市 町ごとに現行のとおり開催する。エリアの問題や開催日の統一などは、新市にお いて検討するといたしたところでございます。次に、5項目といたしましては運 動会の開催について調整をいたしました。運動会につきましては、地域の活性化、 住民の連帯感を保つなどの目的によりまして各市町においてそれぞれに段階的に 改善されながら、よりベストな形態で長い歴史の中で継続されて実施されている ものでございます。このことをば尊重して、地域の活性化と住民の連帯意識をさ らに高めていただくよりよい催しであるということから、5項目といたしまして は、運動会は、現行のとおり旧市町ごとの形態で新市に引き継ぐ。なお、新市運 動会の開催は、新市において住民の意向を踏まえ検討すると調整したところでご ざいます。市民運動会の開催は、新市において住民の意向を踏まえて検討すると いたしましたのは、新市の一体性を考慮して新市運動会の形態、例えば、市民体 育大会なる競技別の種目別の市民大会が望ましいか、あるいは市民一堂に会して の運動会が望ましいかなど住民の意向を調査をし、そして研究しながら検討する ということからこのような調整内容といたしました。次に、文化祭の開催につい ての協議でございます。文化祭につきましては、一人でも多くの住民に舞台発表 や作品展示の機会が得られることが望ましいこと。地域文化の発掘や地域交流に よる文化活動の活性化が図られること。そして現在各市町で開催されています文 化祭は住民総参加によってつくり出されていること。このようなことから文化祭 は旧市町ごとにそれぞれ開催するといたしました。そしてより高尚な芸術文化に 触れ、文化の相乗効果を高めるためにも現在地区文化祭が開催されているところ でありますが、新市の文化祭の開催につきましては文化協会や市民の意向を踏ま えて検討する必要があること。また、この催しにつきましては、農業祭、産業祭 あるいは生涯学習推進大会などとのタイアップして文化祭、町民祭とそれぞれ位 置付けがなされていますことから、これを含めて文化祭と位置付けまして、6項 目といたしましては、文化祭は旧市町ごとにそれぞれ開催する。なお、新市文化 祭の開催は、文化協会や住民の意向を踏まえ新市において検討するといたしまし た。次に、5ページについて説明いたします。文化財の取扱いでございます。こ こでは指定文化財についての取扱いについて調整をいたしたところでございます。 文化財につきましては、文化財保護法の定めのとおり、文化財を保護し、その活

用を図らなければなりません。そして地方公共団体の任務として文化財は我が国 の歴史としてその保存、保護、活用に努めなければならないところであります。 このようなことから7項目といたしましては、指定文化財は、現行のとおり新市 に引き継ぐといたしました。次に、人権・同和教育についての取扱いであります。 各市町の教育委員会におきましては、人権を尊重し、思いやりのあるまちづくり に努められている現状でございます。人権・同和教育につきましては、広報誌に よる人権啓発活動、講演会、人権セミナーなど積極的に実施されているところで あります。新市におきましても継続してますます充実した事業展開が必要であり ますことから、8項目といたしましては、人権・同和教育は、現行のとおり新市 に引き継ぐ。具体的方策、事業内容等は、合併までに調整するといたしました。 この具体的方策、事業内容と申しますと、人権・同和教育の講演会の開催とか、 人権セミナーの開催、こういったことを合併までに調整するという位置付けをし ているところでございます。次の9項目でありますけれども、市民運動につきま しては明るいまちづくりの推進といたしまして幅広い分野での事業であります。 各市町におきましては、あいさつ運動や美化活動、花いっぱい活動、そして青少 年育成に関します推進事業等がございます。このような事業につきましては、教 育長部局だけで事業推進を図るものではなくて、首長部局と一体となった取り組 みを行うことがより効果的でございます。このようなことから現在国分市で市民 運動として道義高揚運動が推進がなされております。この道義高揚運動は、首長 部局、教育長部局の全庁的な取り組みを行うことが大事なことでありますことか ら、9項目といたしまして市民運動は、新市において国分市の例を参考に全庁体 制で推進組織を整備し、新市全域への運動の広がりを目指すとしたところでござ います。このことにつきましては市長、町長部局の総務部会との総合調整を図り ながら協議を進めていくことになります。次の6ページにつきましては社会教育 分野によります条例委員の取扱いでございます。まず、社会教育委員についてで ありますが、社会教育委員の任務につきましては教育委員会の諮問機関でござい ます。条例委員の構成につきましては、社会教育法によりまして学校教育あるい は社会教育の関係者から構成がなされております。このようなことから社会教育 委員につきましては、10項目といたしまして新市に社会教育委員を置く。人数、 選出方法は、合併までに調整するといたしました。10項目として公民館運営審 議会の調整でございます。公民館運営審議会の構成は法的にも社会教育委員と同 じでございます。公民館運営審議会の職務につきましては館長の諮問に応じて公 民館における各種事業の企画実施につき調査、審議するものでございます。この ことにつきましては、1項目として説明いたしましたとおり、現在の市、町が設 置しています公民館を、新市ではこれを拠点公民館として位置付けをするといた

しましたことから、11項目として新市に各拠点公民館、現在の各市町の中央公 民館等でございますが、公民館ごとに公民館運営審議会を置く。それぞれの人数、 選出方法は、合併までに調整するといたしたところでございます。12項目では 文化財保護審議会でございます。文化財保護審議会の目的につきましては資料に まとめてありますので、ご覧をいただきたいと思います。このようなことから 12項目といたしまして新市に文化財保護審議会を置く。人数、選出方法は、合 併までに調整するといたしました。今説明を申し上げました社会教育委員、公民 館運営審議会の委員、文化財保護審議会の委員の人数につきましては当然条例で 定めることになりますので、合併までに条例整備が必要でありますことから調整 をするといたしました。選出方法につきましては、法の定めによる構成となるわ けですが、地域等を十分配慮することを意図しているところでございます。13 項目としては体育指導員の取扱いであります。各市町のスポーツ活動の状況等に つきましては、集落単位あるいは校区単位、職場単位あるいはサークル単位での 軽スポーツを含めて活動が盛んでございます。年間での各種の大会など活発に開 催されている状況でもございます。また、6項目で説明いたしましたとおり、運 動会につきましても集落単位、いろいろ工夫がなされ活発に展開がなされており ます。このようなことから体育指導員の出番、役割は大きなものがありますこと から、合併後の2年間は現行の定数でスポーツの振興を図りたいということから、 13項目といたしましては、体育指導員は平成18年度まで現行のとおりの定数と し、平成19年度以降は新市において検討するといたしました。この「18年度ま で現行のとおりの定数とし」といたしましたのは、現在各市町の教育委員会にお きましていずれも任期を2年と教育委員会の規則で定めておりますことから、合 併の初年度、17年、18年の2年を1期とした考え方でこのような調整をいたし ました。そして「19年度以降の新市において検討する」といたしましたのは、 現在の市町間の全体的に見計らいながら検討する必要があることからこのような 調整をいたしたところでございます。次に、7ページ、8ページであります。各 種のスポーツ大会についての取扱いでございます。資料に示しておりますとおり、 各市町では大変多くのスポーツ大会が開催されている現状でございます。これに は現在市あるいは町外からの参加を募って行っていますスポーツイベントと市民、 町民を対象として体育協会、そして連盟等が主体となって実施されている種目別 の大会等が積極的に実施されている現状でございます。このようなことから14 項目として市・町外から参加者のあるスポーツイベントで内容、開催時期が類似 しているものは、合併までに調整する。その他スポーツ行事は、現行のとおり新 市に引き継ぐということの調整内容としたところであります。まず、市あるいは 町外からの参加を募って行っていますスポーツイベントを拾ってみますと、国分

市の国分縄文の森駅伝、溝辺のグリーンエアポート完走歩大会、福山町の福の国 めぐりウォーク、隼人町の天降川リバーサイドマラソンなどの催しがありますこ とから、特に開催時期について調整する必要があると判断いたしているところで ございます。また、8ページの方の右端に調整の具体的内容といたしまして示し ておりますが、それぞれのイベントには各地域の伝統や特性がありますことから、 これを十分配慮しなければならないこと。そして合併記念イベントとしての位置 付けられないかなど今後検討していくことも必要であるのではとの考え方から協 議しているところであります。商工観光課などで実施されています市あるいは町 外から参加者を募って実施されていますイベントもございますけれども、ここで は社会教育行政の中で実施いたしておりますスポーツイベントについて協議をい たしたところであります。それと市民、町民を対象として体育協会、連盟等が主 体となって実施されている各種目の大会等につきましては、住民のふれあいと親 睦、地域の活性化と併せ健康づくりや競技力の向上などの目的で積極的に開催が なされております。そしてスポーツ振興に役立てておりますことから、他のスポ ーツ行事は、現行のまま新市に引き継ぐといたしたところでございます。以上、 社会教育事業の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いを申し上げ ます。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ただいま教育専門部会から提案説明がございましたが、何かご質問等はございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にない、質問等がないようでございますので、協議第52号、社会教育事業の取扱いについて(協定項目25-22)は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(2)、協議第53号、第三セクター等関係事業【第三セクター】の取扱いについて(協定項目25-25-①)を議題といたします。本件は公営企業等専門部会の所掌事務となっておりますので、公営企業等専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○姶良中央地区合併協議会公営企業等専門副部会長 (後藤 辰美)

公営企業等専門部会の副部会長をしております霧島町の後藤でございます。それでは、協議第53号、第三セクター等関係事業【第三セクター】の取扱いについて(協定項目25-25-①)、別冊3でございますけれども、第三セクター等関係事業【第三セクター】の取扱いにつきまして次のとおり協議を求めるものでございます。それでは、説明に入らせていただきますけれども、まず初めに第三セクターの取扱いでございますが、市町が団体への資本金、基本金の2分の1以上の出資をしている場合で、経営等に関わっているものを第三セクターとして協

議してまいりました。今回1市6町の中でこの要件に該当するものは霧島町の霧 島神話の里公園株式会社1件のみでございます。次に、その第三セクター管理運 営につきましてでございますが、正式名称は霧島神話の里公園株式会社でござい ます。当公園は、霧島地域の観光の浮揚策の一環として、また、観光客の足止め 策として、自然環境を生かした公園施設を効率的に活用し、観光と農業の振興に より地域活性化を図ることを目的に平成3年7月にオープンいたしました。オー プンから約3年間管理組合方式で運営してまいりましたが、運営、経営方式に民 活を取り入れ、より効率的な公園事業の展開を図るため、平成6年4月第三セク ター方式を導入し、現在に至っております。なお、第三セクターへの町職員の出 向はいたしておりません。当公園の施設等につきましては、町が整備した物を第 三セクターとの間で賃貸契約し管理運営いたしております。土地につきましては 株式会社植村組よりの借地であります。現在10年間の借地契約を結びまして期 間が平成20年3月30日までとなっております。出資比率につきましては、霧島 町が51%、植村組が49%の比率であります。なお、役員につきましては、代表 取締役社長1名、取締役3名でありまして、現在代表取締役社長は筆頭株主であ ります吉村久則霧島町長が務めております。続きまして添付資料のご説明を申し 上げたいと思います。開けていただきまして3ページから4ページをご覧いただ きたいと思います。神話の里公園整備施設の内容でございますが、別紙でお配り いたしている、お手元にこういうパンフレットが、リーフレットがあるかと思い ますが、それをご覧いただきまして、開けていただきたいと思いますが、表紙か ら開けていただきまして1ページでございますが、全体、この公園の全体図でご ざいます。左の上の方でございますが、ここが頂上でございまして、展望広場、 約670mの標高、670mの標高の所でございまして、展望広場、ここからかかっ ておりますのが221mの遊覧リフト、それから頂上からスーパースライダー、こ れか391mございます。それと右の方に600mのグラススキー場が展開しており ます。遊具施設、クラブハウスの周辺には、ちびっ子広場、動物園、パターゴル フ、それからファンシースライダーなどが整備してございます。中腹には多目的 に利用できるイベント広場や神話館、また、その周辺には500本程度の桜やツツ ジが植栽してございます。なお、駐車場とリフト場を結ぶロードトレイン(通称 「ポッポ号」と申しておりますけれども)がございます。さらに、国道223号線 沿いにはレストランや特産品の販売のほっと霧島館、そして農産加工品等を置い ておりますよかもん市等がございます。平成6年4月には道の駅としても登録さ れております。遊具施設の料金等も記載してありますので、リーフレットの方を ご覧いただきたいと思います。その次に、添付資料の8ページでございますが、 神話の里の公園の定款となっております。第1章が総則、第2章が株式について

記載してありますので、ご覧いただきたいと思います。恐れ入りますが、6ペー ジに戻りますけれども、組織図でございます。先ほど申し上げました上段より、 上の段より2行目までは取締役、それ以降が支配人、従業員でございますが、支 配人、副支配人であります。それから各セクションとなっております。左より庶 務、会計、予約等を主とした総務課、中ほどが売店、レストラン等の調理販売課、 最後に遊具等に関わる業務課に分かれております。現在従業員は9名でございま す。次に、7ページでございますが、年度別損益実績の一覧表でございます。一 番上の行が年度別の売り上げでございます。見ていただきますと、平成7・8年 が一番の売り上げで約2億前後でございます。現在は1億5千万円前後で推移し ております。平成15年度も1億5千万程度になる見込みでございます。それか ら、中ほどに記載してあります経費等の所はご覧いただきまして、一番下の欄が 年度別の経常利益でございます。当初は赤字等で推移しておりましたが、平成 13年度より黒字に転換し、現在平成15年度においても約600万程度の黒字が見込 まれるではないかと考えております。今現在の神話の里公園における借入金は、 借り入れのお金はないというところでございます。なお、第三セクターの相手方 の上村組に対しましても新市移行の案件につきましては調整、協議済みでござい ます。以上のようなことから霧島神話の里公園株式会社については、現行のとお り新市に引き継ぐといたします。以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただ きたいと思います。終わります。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ただいま公営企業等専門部会の方から提案説明がございましたが、何かご質問 等ございませんでしょうか。特にご質問ないでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

なければ、この協議第53号、第三セクター等関係事業の取扱いについて(協定項目25-25-①)は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(3)、協議第54号、その他事業【企画関係事業】の取扱いについて(協定項目25-27-②)を議題といたします。本件は企画専門部会の所掌事務となっておりますので、企画専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○姶良中央地区合併協議会企画専門部会長(塩入谷 政秋)

それでは、資料別冊 4 を開いてください。協議第54号、その他事業【企画関係事業】の取扱いについて、協定項目は25-27-②でございます。次のとおり協議を求める。6 件ほどございます。1、総合計画については、新市において速やかに新市まちづくり計画を基本に策定する。なお、併せて実施計画を総合計画に基づいて実施する、基づいて策定する。2、過疎地域自立促進計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。3、辺地計画については、現行のとおり新市に引

き継ぐ。なお、新市において新たに辺地として指定できる地域については辺地計 画を策定する。4、宅地造成・分譲事業については、現行のとおり新市に引き継 ぐ。なお、定住促進に関する補助制度については現行のとおり新市に引き継ぎ、 補助制度期限後は新市において調整する。5、地域情報化については、新市にお いて地域情報化計画を速やかに策定する。6、ケーブルテレビ事業については、 溝辺町で実施している事業は新市に引き継ぎ、平成19年度までは現行のとおり 運営する。なお、平成20年度以降の運営方法については、新市において調整す る。ケーブルテレビ未整備地域については、財政状況等を勘案しながら新市にお いて調整する。それでは、順を追って協議の経過について説明を申し上げます。 1ページの所に総括表を載せております。それでは、まず1番目の総合計画につ いてですが、2ページ、3ページをご覧いただきたいと思います。地方自治法第 2条第4項で「市町村は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るた め、基本構想を定め、これに即して行わなければならない。」というふうにうた ってありますので、現在1市6町ともそれぞれ総合計画を策定しております。な お、新市においても当然総合計画を策定する必要がありますので、調整案といた しまして総合計画については、新市において速やかに新市まちづくり計画、今、 合併協議会でつくっていただいております計画ですが、これを基本に策定すると いたしました。なお、併せまして実施計画を総合計画に基づいて策定するといた しました。それでは、続きまして過疎地域自立促進計画についてですが、4ペー ジと5ページをご覧いただきたいと思います。この計画の基になっております過 疎地域自立促進特別措置法は平成12年度から平成21年度までの10年間の時限立 法であります。この法律の目的は、「人口の著しい減少に伴って地域の活力が低 下し、生産機能及び生活環境等の整備が他の地域に比較して低位にある地域につ いて、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じることに より、これからの自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格 差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与する。」というふうにうたってご ざいます。現在横川町、牧園町、福山町が過疎地域の指定を受けて5年ごとの過 疎地域自立促進計画を策定をしております。また、霧島町が平成12年度から指 定を外れておりますが、平成16年度までの5年間特定市町村として計画を策定 して財政支援を受けております。過疎の指定は、人口の減少率、高齢化率、若年 者比率、財政力指数等で指定をされます。過疎地域の指定の範囲は市町村全域が 対象ですので、合併した場合、過疎地域から外れることもありますが、過疎地域 自立促進特別措置法第33条で「合併の前日に過疎地域であった区域は、合併し てもその地域を過疎地域とみなす。」とする条項がありますので、旧横川町、旧 牧園町、旧福山町の地域は平成21年度までは過疎地域の指定を受けることにな

ります。なお、この法律の第6条第1項で「過疎地域の市町村は、自立促進方針 に基づき過疎地域自立促進市町村計画を定めて、議会の議決を経て、総務大臣等 に提出しなければならない。」と計画策定の義務を課しております。以上のよう なことから調整案といたしまして過疎地域自立促進計画については、現行のとお り新市に引き継ぐといたしました。続きまして3番目の辺地計画についてですが、 6ページ、7ページをご覧いただきたいと思います。この計画の基になっており ます辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律 は、「低い生活水準に置かれている辺地の住民の福祉の向上を図るために辺地を 包括する市町村に計画的な整備を促進するための必要な財政上の特別措置等を行 う。」と規定されております。辺地の区域指定は、行政区全体が指定されている 先ほどの過疎地域指定とは違いまして、一部の区域の指定であります。指定の要 件は、5=以内に50人の人口があって、指定地域の中心地からの小学校、中学 校、高等学校、医療機関、役場等への距離、それから鉄道や定期バスの運行回数 等で算出される点数で辺地地域が指定されることになっております。現在1市6 町で指定されている箇所は、国分市に7箇所、横川町に4箇所、牧園町に4箇所、 霧島町に3箇所あります。そのうち計画を策定しているのは、国分市の1箇所、 横川町はございません。牧園町2箇所、霧島町の3箇所、計6箇所の計画を策定 をいたしております。なお、この法律の第3条第1項で「公共施設の総合的な整 備をしようとする市町村は、辺地総合整備計画を定めて、議会の議決を経て、総 務大臣に提出しなければならない。」と計画策定の義務が課してございます。以 上のようなことから調整案といたしまして辺地計画については、現行のとおり新 市に引き継ぐ。なお、合併することによりまして役場本庁舎の位置が変わり、辺 地として指定できる地域も出てくることから、新市において新たに辺地として指 定できる地域については辺地計画を策定するといたしました。続いて定住促進の 宅地造成・分譲事業についてですが、資料の8ページから9ページをご覧いただ きたいと思います。この宅地造成・分譲事業につきましては、市町が関係してい る部分につきましては、横川町の委託事業として鹿児島県町村土地開発公社横川 町支社が住宅団地造成事業を行っております。また、参考として載せております が、国分市、溝辺町、隼人町、福山町がそれぞれ土地開発公社のプロパー事業と して住宅団地造成事業を行っております。このプロパー事業につきましては公営 企業部会の土地開発公社の所で協議をしていただくということで、ここでは横川 町の住宅団地造成事業だけを協議をさせていただきました。当然新市になっても 継続すべき事業でありますので、調整案といたしまして宅地造成・分譲事業につ いては、現行のとおり新市に引き継ぐといたしました。また、横川町、牧園町、 霧島町で定住促進を図るための補助制度を行っておりますが、これにつきまして

は人口減を補うための制度として新市においても継続すべきであるということか ら現行のとおり新市に引き継ぐといたしました。ただし、一部地域だけの補助を ずっと続けていくというのは検討の必要があるということから、補助に期限があ るものについては期限までの補助とし、その後は新市において調整するといたし ました。続いて5番目の地域情報化についてですが、10ページをご覧いただき たいと思います。現在のところ1市6町とも地域情報化計画は策定をいたしてお りません。関連として国分市、隼人町がテレトピア事業、それから牧園町が民放 テレビ難視聴解消事業を行っております。新市にあっては、新市の住民の一体化 の醸成、それから地域が抱える課題、例えば、地方分権への対応、少子・高齢化 への対応、行政区域の拡大への対応がありますが、これらの課題に対応していく ために情報通信技術の活用は大変重要なことでございます。地域情報化に対する 具体的な取り組みといたしましては、情報の入手方法、インターネットの利用状 況、情報に対するニーズ等を調査しながら、子育て、医療、気象、防災、教育、 文化、産業、観光などの情報をホームページに提供するとともに、情報通信基盤 の調査、検討、それから高速通信回線網の拡充、ケーブルテレビジョンの検討、 電子自治体の構築等が考えられます。新市において、これらの現状を踏まえなが ら、新市のまちづくり計画を効果的に推進するために情報通信技術の便益を最大 限に引き出して安全で豊かな活力ある新市の地域社会を形成するために調整案と いたしまして地域情報化については、新市において地域情報化計画を速やかに策 定するといたしました。続いて最後のケーブルテレビ事業についてですが、この 事業は地域情報化の中に含まれる内容でありますが、大きな事業でありましたの で、個別に挙げさせていただきました。11ページをご覧いただきたいと思いま す。現在行政が行っている所は溝辺町でございます。平成15年度の7月から工 事をされ、現在南九州ケーブルテレビネット株式会社に委託して試験放送中であ りますが、今年4月から正式に放送を開始される予定であります。また、国分市、 隼人町の市街地域で同じ南九州ケーブルテレビネット株式会社が民間事業として テレビとインターネットのサービスを提供をされております。それから、牧園町 の下中津川地区にダイワハウス工業が宅地分譲されておりますが、この地域もこ れから南九州ケーブルテレビネット株式会社がサービスを提供されることになっ ております。溝辺町のケーブルテレビ事業は、テレビ難視聴対策、行政連絡、地 域情報の提供、高速インターネットを利用したサービス提供を行っておりますが、 溝辺町の行政連絡を流すということで、加入負担金、基本使用料とも個人の負担 はありません。また、民間に加入されている国分市、隼人町、牧園町の方々は、 加入金は、当初のうちは6万円、現在は2万円ほどに安くなっておりますが、払 っておられます。また、基本使用料も毎月千円を支払っておられます。今後新市

全体にどのような方法でケーブルテレビ事業を拡大していくかでありますが、サ ービスのされていない地域を行政で実施した場合ということで工事見積もりの試 算を行いました。新市全体で約60億かかるようであります。また、南九州ケー ブルテレビ株式会社さんにエリアを拡大していただく方法もありますが、採算面 を考えると人口の少ない所にはサービスはなかなか難しいことも考えられます。 このようなことからケーブルテレビ事業の今後につきましては、事業費は高くな るが、市民全体にサービスを提供するには、民間にお願いする所はお願いしなが らも、それ以外の地域についてはやはり行政でやるべきであるとの結論に専門部 会ではなりました。合併時には当面溝辺町のケーブルテレビ事業を引き継ぐわけ でございますが、ここで問題になりましたのは先ほども申し上げました基本使用 を含む維持管理費でございます。溝辺町の方々の維持管理費は、個人の負担はな く、町の方で約1,500万ほどの面倒を見ていただいております。国分市、隼人町、 牧園町の方々は毎月千円の基本使用料を払っておられます。この取扱いを続けて まいりますと、同じ市民で同じサービスを受けながら、一方は無料、一方は千円 ということで不公平になることになりますので、調整案といたしましては、溝辺 町のケーブルテレビ事業は、3年間ですが、平成19年度までは現行のとおり運 営するが、20年度以降の運営については、新市において調整するといたしまし た。それから、未整備地域の拡大につきましては、60億と多額の金額を必要と することから、財政状況を勘案しながら新市において調整するといたしました。 なお、参考資料として12ページから14ページまで関係法令、先進地事例を掲載 いたしておりますので、ご覧ください。以上、協議第54号、その他事業の企画 関係事業について(協定項目25-27-②)の提案説明を終わります。ご協議を よろしくお願いいたします。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ただいま企画専門部会から提案説明がございましたが、何かご質問等ございませんか。はい、木場委員。

○姶良中央地区合併協議会委員 (木場 幸一)

3の辺地計画の件でお伺いいたしますが、「新市において新たに辺地として指定できる地域については」とありますけれども、この辺の地域が何箇所ぐらいあるのか。また、具体的な検討をされておられるんだったら、その地域はどこなのか。また、特別措置法においては「当分の間」としてありますが、その辺の期限はいつ頃まで見込めるのか。説明をお願いします。

○姶良中央地区合併協議会企画専門部会長(塩入谷 政秋)

今、辺地計画の新たに設定できる区域の検討ですが、現在のところ専門部会ではいたしておりません。出てまいるのが、国分市が本庁になりますので、その分

の距離が長くなって今まで辺地の指定を受けていなかった所も出てくる可能性も あるというようなことでそのような文言を入れさせていただきました。まだ具体 的な検討はいたしておりません。ちょっと 2 番目の質問をもう 1 回お願いしたい と思います。

○姶良中央地区合併協議会委員(木場 幸一)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 1条の中で「辺地を包括する市町村について当分の間」としてありますが、この 辺の期間はおよそどれぐらい、いつまで頃か見当はつかないものかどうかですね。 それと、まだその辺地に指定できる区域は検討されていないというようなことで すが、その辺は合併までに、頃までに、いつ頃までに検討されるものか。その辺をお伺いします。

○姶良中央地区合併協議会企画専門部会長(塩入谷 政秋)

法律に出てまいります「当分の間」というのは、これはもちろん時限立法じゃ ございませんので、場合によっては辺地の法律もなくなるというようなことかと いうふうに思っています。あとその計画の方ですが、合併までには全部調査をし たいというふうに思っています。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、質問等がないようでございますので、協議第54号のその他事業 【企画関係事業】の取扱いについて(協定項目25-27-②)は終わらせていた だきます。以上で次回の協議事項については終わらせていただきますが。(「議 長、その他ですね。」と言う声あり)、はい、これで締めさせていただきます。 この3件につきましては次回の会議で協議していただくことになりますので、よ ろしくお願いいたします。次に、会議次第6のその他でございますが、何かござ いませんでしょうか。前田委員。

○姶良中央地区合併協議会委員(前田 終止)

一番基本的なことでですね是非この際確認をさせていただきたい点が1点だけございます。今日ご協議いただきました町名・字名、この取扱いの中で、特にですね町名の呼び方の取扱いについてでございます。今後新市が予定どおりできてですね将来的に、例えば、各種の手続きによっては書類提出時にですね住所にルビを振る必要性のある書類等あるわけですね。その時に「きりしまし○○ちょう」とルビを振るのか、「きりしまし○○まち」と呼ぶのか。この取扱いなんです。ほかにはまた各種事業等の推進においてですね読み上げ等の統一感、あるいは、また、表彰行為、あるいは様々な事業におけるふるさと紹介の時の自分たち

の地域をどう紹介していくか。その時のこと等考えますと、この際ですね、やっぱりこの協議会の協議が決定事項となっていくことを考えますと、統一感を持たした、新市に向けての統一感を持たしたですね必要性というものを私としては感じるんですが、事務方の考え方、そして、また、必要があれば、そのことについて一定の約束事をしていく必要があるのではないかと思いますんで、ご協議をお願いします。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

私の方から、先ほど整理をさせていただきましたのは、隼人が「隼人町(ちょう)」ということでそれぞれお話があったんですが、今改めてご提言がありました。これは統一した方がいいんじゃないかというようなご趣旨のようでございますが。はい、福島委員。

○姶良中央地区合併協議会委員(福島 英行)

すいません。その前にですね訂正をお願いをしたいということで事務局の方にもお話をしておりました。この件につきましては、再度またうちの委員の方で話が出まして、最終的にやはり「横川町(ちょう)」と、今までやっているそれでいこうということで訂正方をよろしくお願いしておきます。あと、今、前田委員の言われたことはまたこの次ですけれども、当初「横川町(まち)」でもどうのこうの言いましたけれども、やはり今の「横川町(ちょう)」というのでいきたいということで訂正をお願いをいたしたいと思います。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

もう先ほど整理をさせていただき、これまでまた統一するのかどうかと今ご提言でございますが、先ほど協議をしていただきまして、「町(まち)」があったり、「町(ちょう)」があったり、付けなかったりということで一定の整理はしていただいたんですが、さて、いかがでしょうか。もう今、横川さんは「町(ちょう)」だということで、はい、訂正いただきましたんで。林委員。

〇姶良中央地区合併協議会委員(林 麗子)

ちょうどせんだって終わりました名称委員長の立場から申し上げさせていただきたいと思います。霧島市とほか2を名称委員会で提言いたしました時に町名・字名は旧来のものを使用していただきたいという希望的観測といいますか、提言をさせていただきまして、専門委員会の方で今のような状態になった経過がございます。それで私、これは皆様のご自由ではなかろうかとは思うんでございますけれども、やはり私どもには古来からの文化、馴染みがございます。鹿児島県は、町名とは違うんだぞということもあるんですけれども、従来の、鹿児島県は全部「ちょう」という呼び名で言っております。と申しますのは、全国レベルでそれこそ北国から南国の、南の国の約半分となりますかね、そういうことでいつも、

北海道とか、関東とか、関西もそうでもあるんですけれども、表彰状を読む時にいつも聞くのは、ここは「ちょう」ですか、「まち」ですかということをお聞きします。するとほとんどが、「長野県辰野町(まち)」とか、「埼玉県何町(まち)」とか、ほとんど北の方は「まち」で呼んでおります。すると、九州の中でも「まち」と言う所はありますけれども、南九州、そして、特に鹿児島県は「ちょう」という呼び名で従来きておりまして、それで、それに、是非論は申し上げないんですけれども、やはり文化、馴染み、そういうもので私どもが申し上げる時には「町名(ちょうめい)と字名は」と簡単によどみなく申し上げます。というのは、「町名(まちめい)と字名は」ということを言わないわけで、ほとんど「ちょう」というものに対して馴染みが深いということを考えてみますと、やはり、これは絶対ということではありませんが、「ちょう」というのは私どもの鹿児島の馴染みの深い呼び名であろうと思いますので、ただこれは提言でございます。以上でございます。

- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) はい、前田委員。
- ○姶良中央地区合併協議会委員(前田 終止)

事務局にお尋ねしますが、先ほど確認しましたけれども、横川さんが再度「ちょう」という呼び方にこだわりたいということでもございました。今、委員長さんの説明をお聞きしますと、それこそ馴染み深さ、親しみやすさという意味でしょうか、「ちょう」という呼称でという雰囲気を感じました。そこで先ほど、それぞれの協議によって示された呼称の読み方は全部「ちょう」と統一感を持たせる方向で確認をいただきたいと思いますが、いかがでしょうかね。うちだけ「まち」になってる。どうですか。(「溝辺は『まち』」と言う声あり)、いけなもんですかね。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

先ほどですねそれぞれご議論をいただきながら、そして今も提言があったんですが、どうしてももう統一してこだわるのかどうか。さっきは「町」を付けることでどうかということから入ったんですが、今度はまた。はい、原田委員。

○姶良中央地区合併協議会委員 (原田 統之介)

これは福岡県の場合はですね、私の本籍地だけが「ちょう」で、あとは全部「まち」らしいんですが、「遠賀町(ちょう)」と言いますけどもですね、あとはみんな「まち」らしいんですよね。ですから、無理に統一する必要はないんじゃないかと思いますが。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) いかがしましょうかね。先ほどご議論。はい、稲垣委員。

○姶良中央地区合併協議会委員(稲垣 克己)

よろしいですか。議長大変だと思うんですね。一旦こうやって決まったわけですので、何回も蒸し返していると大変だと思うんですね、議事の進行。ですから、一旦決まったものは、特別ですね、横川の福島町長から提案がありましたけれども、そういうのは別としても、一旦決まったものは、それを踏襲された方が、もう何回もまた繰り返すことになると思うんですけどねえ。大変だと思います。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

はい、今、稲垣委員の方からございましたが、先ほどそれぞれの町におきまして協議をいただいてお話をいただいたと。横川の方だけが「ちょう」という形の修正をさせていただきたいということでございますので、先ほどお話があった形でこれを整理するという、取りまとめるということでよろしゅうございますか。はい。

○姶良中央地区合併協議会委員(前田 終止)

それではですね、私の町でも一応今協議をさせてもらったんですが、「ちょう」という呼び方でお願いを申し上げます。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

はい、横川、それから牧園が「まち」から「ちょう」ということでされましたけれども、先ほど申し上げますように、それぞれの町の考え方を尊重したいということで取扱いをさせていただくということで、その修正部分につきましては修正された形で、ご承認と言うんでしょうか、そういう取扱いをするということでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、最終的にそういう取扱いとさせていただきます。(「議長」と言う 声あり)、はい、事務局の方、その他の所で、はい。

- ○姶良中央地区合併協議会事務局長(藤田 満) いえ、今の件についてでよろしいでしょうか。
- ○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) はい。
- ○姶良中央地区合併協議会事務局長 (藤田 満)

今扱いについては決まりました。ただし、今その他の所で協議をしていただくような形になりました。正式にはやはりこれは協議事項として提案をしているものでございまして、この先ほど協議が整ったものをいわゆる変更する形での決定という形になろうかと思いますので、再度協議事項として再提案をこの件をしていただいて、そして正式に今申し出になった2町についての取扱いを協議事項として承認するということにしていただければと非常に助かると思うんですが、よ

ろしくお諮りいただきたいと思います。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

それでは、手続き上の部分でございますので、事務局の方、修正は申し入れがあった分を含めて再提案ということでお示しをいただきたいと思います。お示しをいただきますと、それで協議をしたいと、今日決定いたしたいと思いますので。今でしょう、今。事務局の方で、はい。はい、最終、はい、再度事務局の方で。 〇姶良中央地区合併協議会事務局次長(濱﨑 正治)

それでは、再度結果を申し上げます。町・字の区域については、現行のとおりする。2、町・字の名称については次のとおりとする。1、国分市については、「国分市〇〇」を「霧島市国分〇〇」に置き換える。2、溝辺町については、「姶良郡溝辺町〇〇」を「霧島市溝辺町(まち)〇〇」に置き換える。横川町については、「姶良郡横川町〇〇」を「霧島市横川町(ちょう)〇〇」に置き換える。牧園町については、「姶良郡牧園町〇〇」を「霧島市牧園町(ちょう)〇〇」に置き換える。霧島町については、「姶良郡霧島町〇〇」を「霧島市霧島〇〇」に置き換える。年人町については、「姶良郡集人町〇〇」を「霧島市集人町(ちょう)〇〇」に置き換える。福山町については、「姶良郡福山町〇〇」を「霧島市福山〇〇」に置き換える。ただし、大字の福山については「霧島市福山〇〇番地」とする。以上です。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

はい、ただいま事務局の方から、専門部会の方から提案がございましたように、 字名・町名につきましてはこのとおり取り扱うということでご異議ございません でしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということで、そのとおり取り扱うことに決定をさせていただきます。 それでは、そのほか事務局の方から何かございませんでしょうか。はい、事務局。 ○姶良中央地区合併協議会事務局次長(濱﨑 正治)

それでは、平成16年事務事業一元化作業スケジュール等について説明を申し上げます。資料はありますでしょうか。これにつきましては会長があいさつの中で若干触れられました。それでこれに、作成につきましては、昨年の7月24日、第4回の協議会で承認いただきました合併の期日について平成17年2月を目標とするということを達成するために逆算的につくって、スケジュールをつくっております。そして、また、その時併せて資料の中で合併までの主な流れということで説明をいたしました、例えば、9月の1市6町の定例議会で廃置分合の議決予定とか、そして8月に合併協定書の調印予定、そして7月に住民説明会を行うというようなことも併せて書いております。まず、事務事業一元化業務ですけれ

ども、①の所を見ていただきたいんですけれども、今日三つ承認いただきました。 51項目のうち38項目の承認をいただいたことになります。あと残りにつきまし ては、4月、5月、6月までに完全に終わらせたいというふうに考えております。 そして、②番ですけれども、今まで承認された調整方針の中で「合併までに調整 する。」ということにつきましては平成17年2月までにすべて終わらす必要が ございます。そしてその中身を大きく分けて三つに分けられるんじゃないかとい うふうに考えております。まず、③番目、住民に密接な関係がある項目の整理、 これにつきましては7月に住民説明会を予定しておりますので、できるだけ説明 会までに間に合うものにつきましては、4月、5月で分科会、専門部会、そして 幹事会等で結論を出していきたいというふうに考えております。そしてその住民 説明会の資料作成につきましては、5月、6月かけて作成していきたいと思って おります。それと⑤番、平成17年度予算にリンクするもの、これにつきまして はその下の財政業務の欄をちょっと見ていただきたいんですけれども、⑦番に9 月半ばまで財政シミュレーションの若干の見直しをする必要がある。そして予算 編成作業も9月半ばまで終わらせて、9月半ば以降予算、17年度の予算ヒアリ ング、そして予算査定というような経過をとって17年2月に合併に向けていき たいというふうに考えておりますので、⑤番になりますけれども、17年度予算 に関係があるものについては9月半ばぐらいまでに結論を出す必要があると考え ております。それと⑥番、例規原案に関係するものにつきましては、一番下の新 市例規策定業務でありますけれども、新市がスタートするまでの間に例規で 700本とか、 800本の例規が必要だとも言われております。平成17年2月までに、 2月にスタートするわけですので、例規にリンクするものにつきましては10月 までに結論を出す必要があるというふうにも考えておりますので、今後分科会、 専門部会、幹事会等で審議をしてまいりたいと思います。それと上から3番目に 「事務作業の統一確認業務」と書いておりますけれども、これにつきましては今 1市6町でそれぞれいろいろな各種申請とか、行政サービス等を行っております。 やり方一つについても若干違う所があると思います。それで新市になるわけです から、1市6町どこの総合支所に行っても同じ流れで作業することが必要ですの で、そのあたりの統一をする。そして確認をする。そして住民生活に混乱を来さ ないようにする必要がありますので、17年2月までにその作業を終えていきた いと思っております。以上で今後のスケジュールについて説明を終わります。よ ろしくお願いします。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人)

ただいま事務局の方からスケジュールについて説明がございましたが、何かご 質問等ございませんか。

[「なし」と言う声あり]

そいじゃあほかにもございませんでしょうか。事務局、はい。

○姶良中央地区合併協議会事務局参事(仙場 裕也)

会議の日程のご連絡をさせていただきます。二つございます。まず1点目でございますが、合併協議会の本体資料、表紙に写真が掲載してある資料でございますが、1ページ目、会議次第の一番下の方でございます。次回の合併協議会の開催日程は、4月8日(木曜日)午後1時30分から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたします。なお、幹事会の日程の都合上、申し訳ございませんけれども、次回の合併協議会の資料につきましては、4月5日(月曜日)、4月8日が合併協議会ですが、その3日前の配付ということでご容赦お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それから、2点目でございますが、2ページ目の諸般の報告の一番下の今後の予定でございますけれども、4月8日、第16回議会議員の定数及び任期検討小委員会ということで書いてございますが、変更になっておりまして、議会議員の小委員会の方は4月21日(水曜日)に変更になっております。時間、それから場所については同じでございます。以上でございます。

○姶良中央地区合併協議会会長(鶴丸 明人) はい、ありがとうございました。ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ないようでございますので、本日の議長の役目を終わらせていただきます。本 日も大変長い時間にわたりまして熱心なご協議を賜り誠にありがとうございました。 お疲れさまでございました。

○姶良中央地区合併協議会事務局参事(仙場 裕也)

以上をもちまして第21回姶良中央地区合併協議会を終了させていただきます。

「閉会午後4時43分」